

第3次浦安市環境基本計画

(答申)

令和3年2月

浦 安 市

第3次浦安市環境基本計画 < 目次 >

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画の趣旨と改定の背景	2
(1)	本計画の趣旨	2
(2)	国内外の環境施策を取り巻く動向	2
(3)	本市の環境政策を取り巻く動向	3
第2節	望ましい環境像	4
第3節	計画の位置づけ	5
第4節	計画の対象範囲	6
(1)	計画の対象地域	6
(2)	計画の対象とする範囲	6
第5節	計画期間	6
第6節	市民・事業者・市の役割	7
(1)	市民の役割	7
(2)	事業者の役割	7
(3)	市の役割	7
第2章	計画のめざすところ	8
第1節	計画改定にあたっての考え方	9
第2節	基本方針	16
(1)	基本方針の全体像	16
(2)	各基本方針について	18
第3章	施策	20
第1節	分野別施策体系	21
第2節	施策	23
基本方針1	環境を保全・創出する人づくり、地域づくり	
《環境行動》		
(1)	環境を大切に作る人づくり	24
(2)	連携・協力による環境行動の推進	25
基本方針2	環境にやさしいまち	
《脱炭素社会》		
(1)	脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進	28
(2)	気候変動に適応したまちづくりの推進	31
《循環型社会》		
(1)	ごみの減量と再資源化の推進	34
(2)	廃棄物の適正な収集と処理	35

基本方針3 豊かで安全なくらし

《自然環境》

- (1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出 38
- (2) みどり豊かな生活空間の創出 39
- (3) 生物多様性の保全 40

《生活環境》

- (1) 大気環境の確保 43
- (2) 水質の確保 43
- (3) 安心して暮らせる生活環境の確保 44

第4章 推進体制および進行管理 46

第1節 推進体制 47

第2節 進行管理 48

- (1) 進行管理手法 48
- (2) 進行管理指標一覧 49

資料編

浦安市環境基本条例 資 2

浦安市環境保全条例 資 6

浦安市第3次環境基本計画の策定経緯 資 14

浦安市の概況 資 17

市民・事業者の意識調査結果概要 資 27

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の趣旨と改定の背景

(1) 本計画の趣旨

環境基本計画は、環境基本条例（平成15年（2003年）10月）が示す基本理念にのっとり、本市の環境の保全・創出に関する施策を、市民・事業者・市が協力し、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。

第3次環境基本計画（以下、「本計画」という。）では、平成26年（2014年）に策定した第2次環境基本計画（以下、「第2次計画」という。）以降における、国内外や本市における環境政策を取り巻く動向の変化に対応した施策を推進するために策定します。

(2) 国内外の環境政策を取り巻く動向

平成26年（2014年）に策定した第2次計画以降、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しました。

特に、平成27年（2015年）は、地球規模の環境危機に対して世界を巻き込んだ国際的な合意形成が立て続けになされました。国連総会においては、世界が直面している環境や政治、経済など喫緊の課題に取り組んでいくため「持続可能な開発目標（SDGs）¹」が採択されました。また、フランス・パリで行われた第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）²において、令和2年（2020年）以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追及することとなりました。

このような世界的な流れを受け、国では第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画、第5次エネルギー基本計画などが策定され、地域内・地域間で資源やサービスを循環させる自立・分散型の「地域循環共生圏」を創造することや、省エネルギーやゼロエミッション³電源などに関する各種数値目標などが設定されています。

また、令和2年（2020年）には、国として令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出実質ゼロを宣言したことから、その実現に向けて、関係法令や制度、計画の改正や修正の準備が進められています。

この他、環境分野を取り巻く社会情勢の変化としては、気候変動適応法の制定や生物多様性の保全、プラスチックごみや食品ロス問題などが挙げられます。このように、環境分野における周辺動向は日々変化しており、これらを取り込んだ新たな対策が求められています。

¹ 平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標（ゴール）・169の達成基準（ターゲット）から構成されている。

² 先進各国に法的拘束力のある温室効果ガスの排出削減目標を規定する「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、開催された国際会議。

³ 温室効果ガスのエミッション（排出）をゼロにすること。

(3) 本市の環境政策を取り巻く動向

本市のこれまでの環境政策は、平成 15 年（2003 年）に環境基本条例を制定し、平成 17 年（2005 年）に環境基本計画（以下、「第 1 次計画」という。）を、平成 26 年（2014 年）に第 2 次計画を策定し、市民・事業者・市が協力して、市内の生活環境の確保、みどりや水辺にふれ合う空間の整備、再生可能エネルギー⁴の普及、家庭系ごみの削減など環境の保全に関する取り組みを進めてきました。

しかしながら、さらに環境の保全・創出に向けた取り組みを推進していくためには、生活環境の満足度の向上や、身近な水辺・みどりに親しめる環境の整備、温室効果ガス排出量の大幅な削減、増加する事業系ごみ対策、市民・事業者に対する環境意識の醸成など、解決すべき課題が多くあります。

そのような中、本市では令和元年（2019 年）12 月に市の最上位計画である総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、「人が輝き躍動するまち・浦安 ～すべての市民の幸せのために～」を将来都市像として新たなまちづくりの方向性を示しました。環境分野の施策においても、この方向性に沿った新たな取り組みの展開が求められています。

さらに、令和 2 年（2020 年）7 月 28 日には、「廃棄物と環境を考える協議会」⁵における自治体と共同で「ゼロカーボンシティ」⁶を表明し、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざすこととしました。これに伴い、従来の低炭素社会の実現に向けた取り組みからさらに進んだ、脱炭素社会の実現をめざしていく必要があります。

コラム

全国で増えている“ゼロカーボンシティ”とは？

ゼロカーボンシティとは、その名の通り、炭素の排出量をゼロにしたまちという意味で、温室効果ガス排出量を実質ゼロにした自治体を指します。

全国では 200 以上の自治体がゼロカーボンシティを表明しています（令和 3 年（2021 年）1 月時点）。浦安市は、令和 2 年（2020 年）7 月 28 日に「廃棄物と環境を考える協議会」* における自治体と共同でゼロカーボンシティを表明しています。

我が国においても、令和 2 年（2020 年）10 月 26 日の菅首相の所信表明演説において、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスを排出実質ゼロにすることを宣言しており、今後は全国的に脱炭素社会実現に向けた取り組みが加速することが想定されます。

* 関東近郊の一般廃棄物の排出者（自治体）、受入者および処分者の 3 者が協働して廃棄物の減量と資源化を促進し、未来の地球環境の保全に寄与することを目的に平成 24 年度に設置された協議会。

⁴ 石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは異なり、エネルギー源として持続的に利用することができると思われるもので、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・その他自然界に存在する熱・バイオマスが挙げられる。「枯渇しない」、「CO₂を排出しない（増加させない）」などの特徴があり、クリーンなエネルギーとしてさらなる普及が期待されている。

⁵ 関東近郊の一般廃棄物の排出者（自治体）、受入者および処分者の 3 者が協働して廃棄物の減量と資源化を促進し、未来の地球環境の保全に寄与することを目的に平成 24 年度に設置された協議会。

⁶ 環境省では、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すことを表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」としている。

第2節 望ましい環境像

本市がめざすまちづくりの基本的な方針を示した総合計画では、将来都市像を「人が輝き躍動するまち・浦安 ～すべての市民の幸せのために～」と設定しています。この考え方や環境基本条例に示す理念を踏まえ、本計画における望ましい環境都市像を掲げます。

第2次計画においては、望ましい環境像として「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす」を掲げて取り組みを推進してきました。その間にも環境施策を取り巻く状況は大きく変化していますが、この環境像に込められた考え方は本計画においても普遍的なものであり、引き続き達成をめざす必要があります。

その一方で、望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者などの各主体における一人ひとりの環境行動が欠かせません。第2次計画の取り組みにおいて明らかとなった課題の一つが、市民・事業者の環境行動のさらなる定着や拡大であり、その実現のためには、すべての市民・事業者が本計画の行動主体であることを今一度強く認識する必要があります。

そのため、第2次計画の考え方を引継ぎながらも、市民・事業者の行動をさらに拡大、加速していくことをめざし、本計画における望ましい環境像を次のとおり掲げます。

<望ましい環境像>

みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす

<望ましい環境像に込められた意味>

望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者による一人ひとりの地道な環境行動の積上げが必要です。本計画の望ましい環境像を市民・事業者など本市の環境に関わるすべての主体、すなわち「みんな」の行動で「つくり」あげていくものであるという意味を含めています。

また、「環境都市」という表現は第1次計画から継続して掲げ、これまで市内の水辺やみどりといった自然環境や、大気や水質、騒音対策などの生活環境の維持・保全に取り組んできました。

本計画においては、安全・安心して生活や事業を営むことができる生活環境、豊かな水辺やみどり、生きものからなる自然環境、地球温暖化の進行を防ぎ、気候変動に適応する脱炭素社会、ごみの排出が少なく、ものを繰り返し使用する循環型社会といった市域における環境を保全・創出することで持続可能なまちを実現し、次世代に「つなげる」という意味や、環境に関わる行動により人と人との「つなげる」という意味を含めています。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「総合計画」の着実な進展を環境面から実現する役割を担う計画であり、「基本計画」やその他関連する計画と整合を図りながら、本市の環境の保全などに関する施策を定めるものです。

また、本計画は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条に基づく「環境学習基本方針」を包含します。

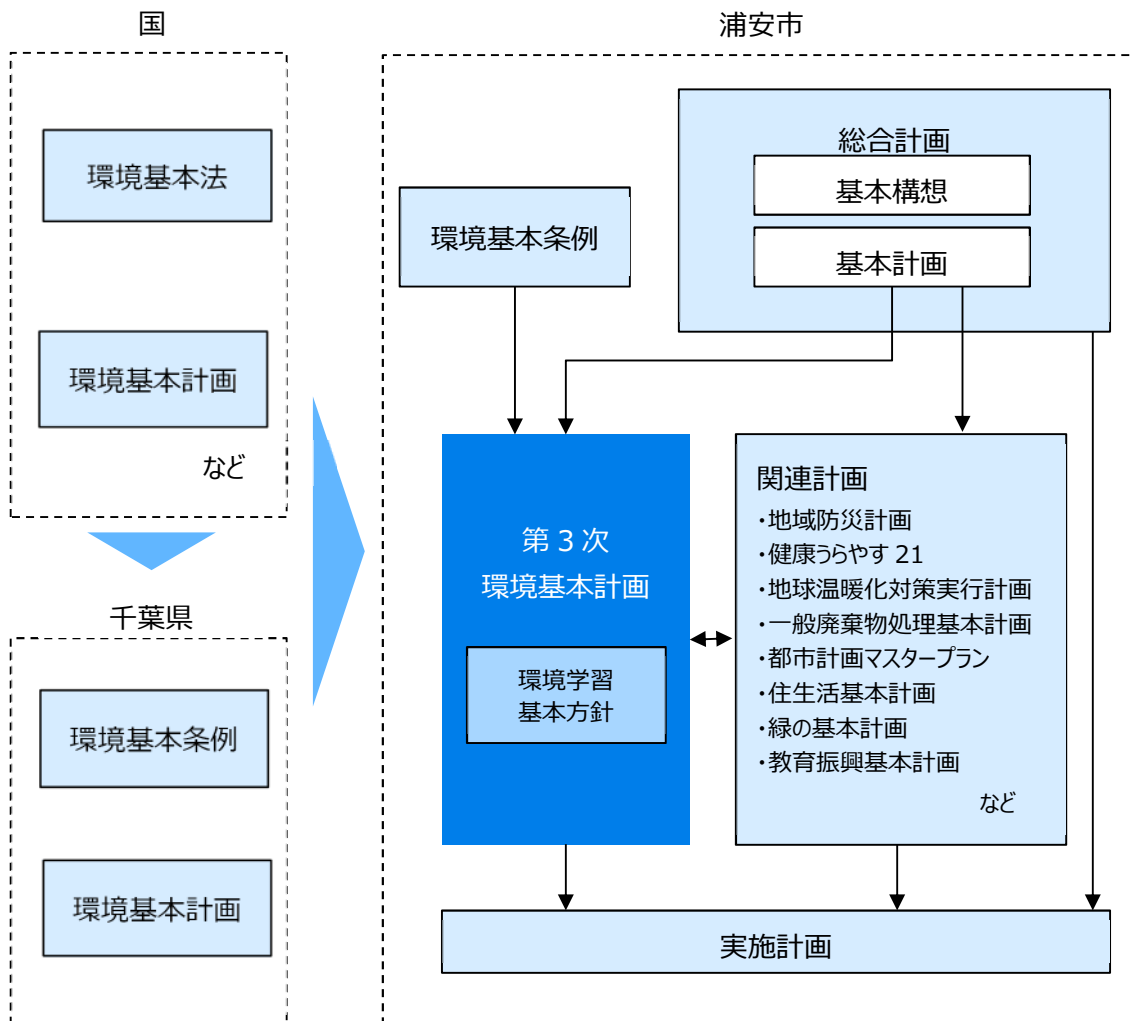


図 1-1 本計画の位置づけ

第4節 計画の対象範囲

(1) 計画の対象地域

本計画は市全域を対象とします。

(2) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

なお、「地球温暖化」には、温室効果ガスの排出削減対策に加え、気候変動への適応対策の視点も盛り込むものとします。

- | | | | |
|-------|------------|--------|---------|
| ○環境行動 | ○環境教育・環境学習 | ○地球温暖化 | ○エネルギー |
| ○廃棄物 | ○資源 | ○身近な水辺 | ○身近なみどり |
| ○大気環境 | ○水質 | ○生活環境 | |

第5節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、上位計画・関連計画の見直し、社会経済情勢・市の環境の変化などの状況に応じて適宜見直しを行います。

表 1-1 本計画の計画期間

年度	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	
総合 計画	基本構想	20年間										令和21年度（2039年度）まで
	基本計画	第1期（10年間）										第2期（10年間）
第3次 環境基本計画	10年間											

第6節 市民・事業者・市の役割

今日、本市の環境保全を取り巻く問題は、市民生活や事業活動によるものなど、多様な要因によって生じており、すべての人がそれぞれの立場に応じた役割を認識し、連携・協力して行動することが必要です。また、多くの観光客が訪れる本市の特徴を踏まえると、市・事業者が連携して観光客に協力を求めていくことが必要です。

本計画を着実に進行し、計画に掲げる望ましい環境像を実現するために、各主体に求められる役割は次のとおりです。

(1) 市民の役割

- ① 日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように努めます。
- ② 環境の保全・創出に努めるとともに、地域・団体における活動にも積極的に参加します。
- ③ 市が実施する施策に協力します。

(2) 事業者の役割

- ① 事業活動を行うときは法令を遵守して公害を防止し、生活環境・自然環境を保全します。
- ② 廃棄するときに、適正な処理方法がとれる製品をつくります。
- ③ 再生資源など、環境への負荷を少なくするための原材料などを使うように努めます。
- ④ 事業活動に伴う環境への負荷を少なくするなど、環境の保全・創出に自ら努めるとともに、地域・団体における活動にも積極的に参加します。
- ⑤ 市外から訪れる滞在者に対して、環境の保全・創出の取り組みへの協力を求めます。
- ⑥ 市が実施する施策に協力します。

(3) 市の役割

- ① 環境の保全・創出に関する基本的・総合的な施策を行います。
- ② 市の事務事業を行ううえで、法令を遵守し、率先して環境への負荷を少なくするように努めます。
- ③ 市民・事業者の連携・協力による自主的な行動を促進するため、地域・団体の活動を支援します。
- ④ 広域的な施策の取り組みは、国や他の地方公共団体と連携・協力するとともに、必要に応じて関係機関に要望します。
- ⑤ 市外から訪れる滞在者に対して、環境の保全・創出の取り組みへの協力を求めます。
- ⑥ 市内の環境に関する情報を公開します。

第2章 計画のめざすところ

第1節 計画改定にあたっての考え方

計画の改定にあたり、第2次計画以降の社会経済情勢の変化、本市の概況、第2次計画の進捗状況、市民・事業者の意見や意向などを調査し、整理しました。

その結果に基づいて取りまとめた計画改定にあたっての考え方は次のとおりです。

■ 計画全体に関する考え方

(1) 市の社会・経済面への波及効果を視野に入れた考え方の設定

平成27年(2015年)に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17のゴールと169のターゲットで構成され、全ての国に適用される国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。環境分野は、これらの目標との関連性が強く、目標達成に向けて大きな役割を果たすものと考えられます。

国においては、アジェンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取り組みなど)などの分野において国内外における施策を積極的に展開しており、国の環境基本計画においては、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上による「地域循環共生圏」の創造が掲げられています。

このような背景を踏まえ、従来の環境の保全・創出に向けた取り組みに加えて、社会・経済面とのつながりや波及効果を視野に入れた取り組みを行っていく必要があります。

(2) 市の課題と連携したまちづくりの必要性

総合計画における市の課題として、「人口構造の変化への対応」や「次世代のまちづくりを担う子どもたちが健やかに成長できる環境の充実」、「誰もがいつまでも自分らしく生き生きと暮らせる環境の充実」、「住宅都市としての魅力や付加価値の向上」、「安全・安心で快適な暮らしを支える都市機能の向上」、「将来にわたって持続可能なまちづくりを支える行財政基盤の強化」が挙げられています。これらの課題を環境施策と関連させ、市民・事業者と連携しながら課題解決に取り組む必要があります。

(3) ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの必要性

平成27年(2015年)に採択されたパリ協定や、これを踏まえた国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの大幅な削減を示す新たな目標が設定されました。

また、平成30年(2018年)に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年頃には二酸化炭素の排出量を正味ゼロにする必要がある」という趣旨の報告がなされました。

この実現のためには、従来の省エネルギー行動や再生可能エネルギーの導入を進めていくことに加え、多様なエネルギーを賢く選択・利用するための技術や制度の活用などの先駆的な取り組みが求められます。

本市では、令和2年(2020年)7月に「ゼロカーボンシティ」を表明しており、具体的な温室効果ガスの削減目標を掲げ、その達成に向けて取り組む必要があります。

■ 環境施策に関する課題

(1) 市民・事業者の環境意識向上と実践に向けた取り組みの強化

● 市民・事業所への環境意識向上の必要性

令和元年度（2019年度）に実施した市民・事業者を対象とした環境に関する意識調査では、地域で活動している市民の割合が減少傾向にある結果となりました。

そのため、これまであまり積極的でなかった市民に対して参加を促し、環境に関する活動を行う市民の裾野を広げるとともに、市の将来を担う世代の環境意識の向上のため、教育分野と連携を図りながら、学校や郷土博物館、三番瀬環境観察館などにおける環境学習を推進する必要があります。

また、イベントや学習の機会を広く周知するため、SNS を活用した情報発信など、時代に即した手法による情報提供を行っていく必要があります。

● あらゆる関係者が連携・協力する体制づくり

環境問題はあらゆる分野に関係しており、市民・事業者が個々に活動するのではなく、あらゆる関係者が連携・協力しなければ解決しない場合もあります。また、各主体が連携・協力することで、活動の幅の広がりや拡大にもつながります。

そのため、さらなる環境の保全・創出に向けて団体などの活動をつなげていく取り組みを強化していく必要があります。

(2) 脱炭素社会の実現と気候変動に適応した取り組みの強化

● 設備面の対策を含むさらなる省エネルギー化

東日本大震災後の計画停電などにより高まっていた市民・事業者の節電意識は、意識調査において低下傾向にある結果となりました。そのため、省エネルギーに対する意識を向上させるためのさらなる取り組みの強化が求められています。また、率先的な行動例とするためにも、市の事務事業におけるさらなる対策を強化する必要があります。

設備面においては、主に戸建て住宅において一定程度の省エネルギー機器の普及が進みましたが、集合住宅や事業所に対する新たな設備導入対策が求められます。

● 再生可能エネルギーの利用拡大と新たなエネルギーへの対応

平成 24 年（2012 年）に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度が、令和元年（2019 年）より順次満了を迎え、制度の見直しに伴う新たな活用方法への対応が求められています。

加えて、電気・都市ガスの小売全面自由化に伴い、利用者が自由にエネルギーを選択できるようになり、エネルギーの利用を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの活用と導入に向けた具体的な施策を展開する必要があります。

また、国内では水素エネルギーなどの新たなエネルギー技術の開発・導入も進んでおり、それらの動向を踏まえながら市内への普及についても検討していく必要があります。

●地球温暖化に伴う気候変動に適応したまちづくり

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成 25 年（2013 年）に公表した第 5 次評価報告書によると、今世紀末までの世界平均気温は最大で 4.8℃上昇することが警告されています。そのような中、地球温暖化に伴う気候変動を原因とする災害が世界各地で発生しています。

そのため、これまでの地球温暖化抑制対策に加え、地域の実情に応じた気候変動への適応策の推進が必要とされています。三方を海や川に囲まれた平坦な地形で、市域のほぼ全域が都市化しているなど、本市の地域特性を踏まえた災害対策や、熱中症などの健康対策に取り組む必要があります。

コラム

これからの時代のエネルギー“水素”とは？

水素は、自然界のあらゆる種類の化合物として、地球上に豊富に存在する物質です。実は、水素は電気や熱として利用することが可能なエネルギーでもあります。

水素エネルギーの利用場面として、水素を燃料に走る燃料電池車や、水素から電気や熱を生成する燃料電池などが実用化されており、私たちの身の回りでも目にする機会が増えてきています。

国では、水素エネルギーの利用は「エネルギー自給率の向上」、「温室効果ガス排出量の削減」、「日本の技術力の強化」といった意義があるとして、令和 12 年度（2030 年度）までに燃料電池車導入数を 80 万台、燃料電池車に水素を供給する水素ステーション数を 900 か所にするなどが目標として水素エネルギーの普及に取り組んでいます。

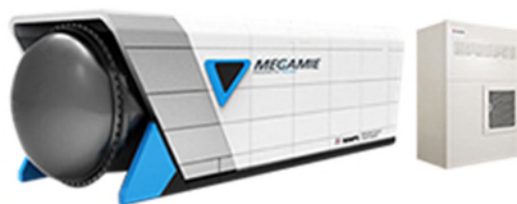
国内で手に入り、環境にもやさしい水素エネルギーを、私たちが当たり前のように使う時代がもうすぐそこまで来ています。



燃料電池自動車（FCV）



燃料電池バス



業務・産業用燃料電池



水素ステーション

<水素エネルギー利用の例>

出典) 資源エネルギー庁ホームページ「ようこそ！水素社会へ ～水素・燃料電池政策について～」

(3) 持続可能な循環型社会に向けた取り組みの強化

● 関連計画との連携によるさらなる資源循環の推進

本市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーンズ計画」⁷の推進により、一般廃棄物の排出量は緩やかに減少傾向にあり、意識調査の結果によると、市民の廃棄物問題に対する満足度・重要度は他の環境項目と比較して、ともに高い結果となっています。引き続き、浦安市一般廃棄物処理計画にもとづき、市民の満足度の維持とさらなるごみの削減に取り組んでいく必要があります。

また、プラスチックごみによる海洋汚染の問題など、社会的に関心が高まっている問題への対策が求められています。

● 食品ロス⁸の削減に向けた取り組みの推進

本来食べられる食品が、生産、製造、販売、消費などの各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国では、令和元年（2019年）に食品ロスの削減に関する法律を施行し、令和2年（2020年）に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を策定し、消費者や食品関連事業者などの主体ごとに求められる行動を示しています。

本市においても、市民や食品関連事業者に対する普及・啓発など、食品ロスの削減に向けた取り組みを行っていく必要があります。

コラム	食品ロスをなくそう！
食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。廃棄物の削減のため、食品ロスの削減が大きく注目されています。	
食品ロスの削減のため、家庭や事業所で取り組めることは多くあります。その取り組み例を紹介します。	
家庭でできること	事業所でできること
<p><買い物するとき></p> <ul style="list-style-type: none">・食べきれない食材を買いすぎない・賞味期限の早い食品を選択して購入する <p><調理するとき></p> <ul style="list-style-type: none">・食べられる分だけ調理する・食材を余すことなく調理する <p><保存するとき></p> <ul style="list-style-type: none">・冷凍するなどの保存方法を検討する・忘れないように冷蔵庫の中の配置を工夫する <p><食べきれないとき></p> <ul style="list-style-type: none">・フードドライブ⁹に寄付する	<p><全事業者共通></p> <ul style="list-style-type: none">・食品ロスの削減目標を立てる <p><食品製造業></p> <ul style="list-style-type: none">・需要予測の向上による過剰生産防止・賞味期限延長 <p><卸・小売業></p> <ul style="list-style-type: none">・需要予測による売り切り、小容量・バラ売りの実施 <p><外食産業></p> <ul style="list-style-type: none">・需要予測による売り切り・食べきりサイズの提供・食べ残しの持ち帰り奨励

⁷ 本市における市民の環境意識の向上を図り、廃棄物の減量・リサイクル推進の協力を求めるために1991年度（平成3年度）より始めた計画。「気持ちの参加」「できることへの参加」「システムづくりへの参加」「システム運用への参加」の4つの段階的な参加システムに分けて、市民の環境行動を促進する各種事業を実施している。

⁸ 日本における食品ロスの量は年間612万t発生している。（平成29年度（2017年度）推計値）そのうち、事業活動を伴って発生する事業系食品ロスは328t、各家庭から発生する家庭系食品ロスは284tとなっている。（農林水産省より）

⁹ 家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設などへ提供する活動。

(4) 市民も生きものも暮らしやすい自然環境の創出

●水辺とみどりが一体となった自然環境の創出

意識調査の結果によると、市民の水辺やみどりに対する満足度は、他の環境項目と比較して高くなっています。市内には境川などの河川が流れているほか、全国的にも貴重な干潟である三番瀬に面しており、豊かな水辺環境を有しています。

この豊かな水辺空間と一体となったみどりを創出していくことで、今後も市民に親しまれる自然環境を創出していく必要があります。

●生物多様性の保全

国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、生物多様性を社会に浸透させることや、地域における人と自然の関係の見直し・再構築の必要性が謳われるなど、生物多様性の保全に向けた取り組みの重要性が高まっています。

本市は、三番瀬など生きものの貴重な生息空間となっている豊かな水辺環境を有しています。

そのため、国や県、関係自治体と連携・協力しながら、水辺を中心とした生きものの生息空間を保全していくことが求められます。

一方で、生物多様性や市民生活を脅かす可能性のある野生動物や特定外来生物¹⁰による被害を予防する対策を講じていく必要があります。

コラム

生物多様性とは？

わたしたちが暮らす地球上には 3,000 万種ともいわれる様々な種の生きものが存在しており、生きものと生きものが生きる自然環境を合わせて「生態系」といいます。

生態系に存在する生きものたちの豊かな個性とそのつながりを「生物多様性」といいます。例えば、植物が光合成によって養分をつくり、その植物を動物が食べ、さらにその動物を別の動物が食べるといったように、生きものはお互いにつながり合い、支え合って生きています。私たち人間も生物多様性の一部を担う者として、将来のために生物多様性を守っていく必要があります。



出典) 公益社団法人日本環境教育フォーラムホームページ

<生態系における生きものつながり合い>

¹⁰ もともとその地域にいなかった生物で、人間によって運び込まれた生物（外来生物・外来種）のうち、特に人の健康、生態系、農林水産業などへの被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって規定された生物。

(5) 安全で安心して暮らせる生活環境の確保

● 大気環境・水質の継続的な監視

大気環境や水質は、人々の生活の質や健康、まちの暮らしやすさなどに関わる重要な要素です。本市では、これまで千葉県などと連携を図りながら継続的に環境基準に関わる物質や川や海の水質の測定を行ってきました。

引き続き、大気環境や水質の測定・情報公開により、市民が暮らしやすい環境の確保に努めていく必要があります。

● 市民・事業者の満足度向上に向けた生活環境の確保

意識調査の結果によると、市民・事業者の生活環境に対する満足度は他の環境項目と比較して低く、「重要」と考える人の割合が相対的に高くなっています。従来から取り組んでいる騒音などの生活環境の保全を着実に推進していきながら、影響の軽減を図っていく必要があります。

● 新しい生活様式への対応

近年、SNS の活用やテレワークの普及などにより、市民の生活様式や働き方が多様化しています。加えて、令和2年（2020年）から世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。今後の感染症対策によっては、さらに人々の生活様式が変化していくものと考えられます。そのため、これまでとは異なるアプローチによる情報発信やイベントなどの開催形態の工夫が必要となります。

また、テレワークなど勤務形態の変化により、住民間の生活騒音に関する問題の増加など、社会情勢の影響に伴う人々の生活様式の変化を注視し、それに対応した施策の展開が求められます。

令和元年（2019年）12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、全世界において猛威をふるい、これを機に私たちの生活は大きく変化しています。

企業では時差出勤の導入やテレワークによる業務の遂行、WEB会議システムを活用した会議の開催が進む一方、多数の人々が集まる会議やイベントが規模縮小や中止となりました。その結果、人々の移動機会の減少、在宅時間の増加といった、生活様式の変化が現われています。

環境面においては、移動機会の減少に伴う温室効果ガス排出量や騒音・振動などの減少などの良い効果が期待される一方で、在宅時間増加に伴う家庭での騒音やごみ排出量、冷暖房の使用によるエネルギー消費量の増加などの悪影響も懸念されます。新しい生活様式においても、引き続き環境への配慮を意識した行動が必要です。



<新しい生活様式の例>

第2節 基本方針

(1) 基本方針の全体像

本計画は、望ましい環境像「みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす」の実現に向けて、環境に関する分野別施策を横断・連携して推進するための3つの基本方針を掲げます。

基本方針1「環境を保全・創出する人づくり・地域づくり」は、望ましい環境像の実現に向けて最も重要となる人々の「環境行動」に関する施策を推進していきます。

基本方針2および3には、環境分野のうちそれぞれ関連する分野をまとめ、基本方針2の「環境にやさしいまち」には「脱炭素社会」と「循環型社会」、基本方針3の「豊かで安全な暮らし」には「自然環境」と「生活環境」を包含し、各環境分野の施策を推進していきます。

なお、基本方針1は、基本方針2および3を推進するための手段であり、基本方針2および3の推進により基本方針1の取り組み拡大につながるという、互いに影響し合う関係となっています。

また、基本方針2および3の分野の一部は互いに関連し合っていることから、本計画では各分野の取り組みを横断的に推進していきます。

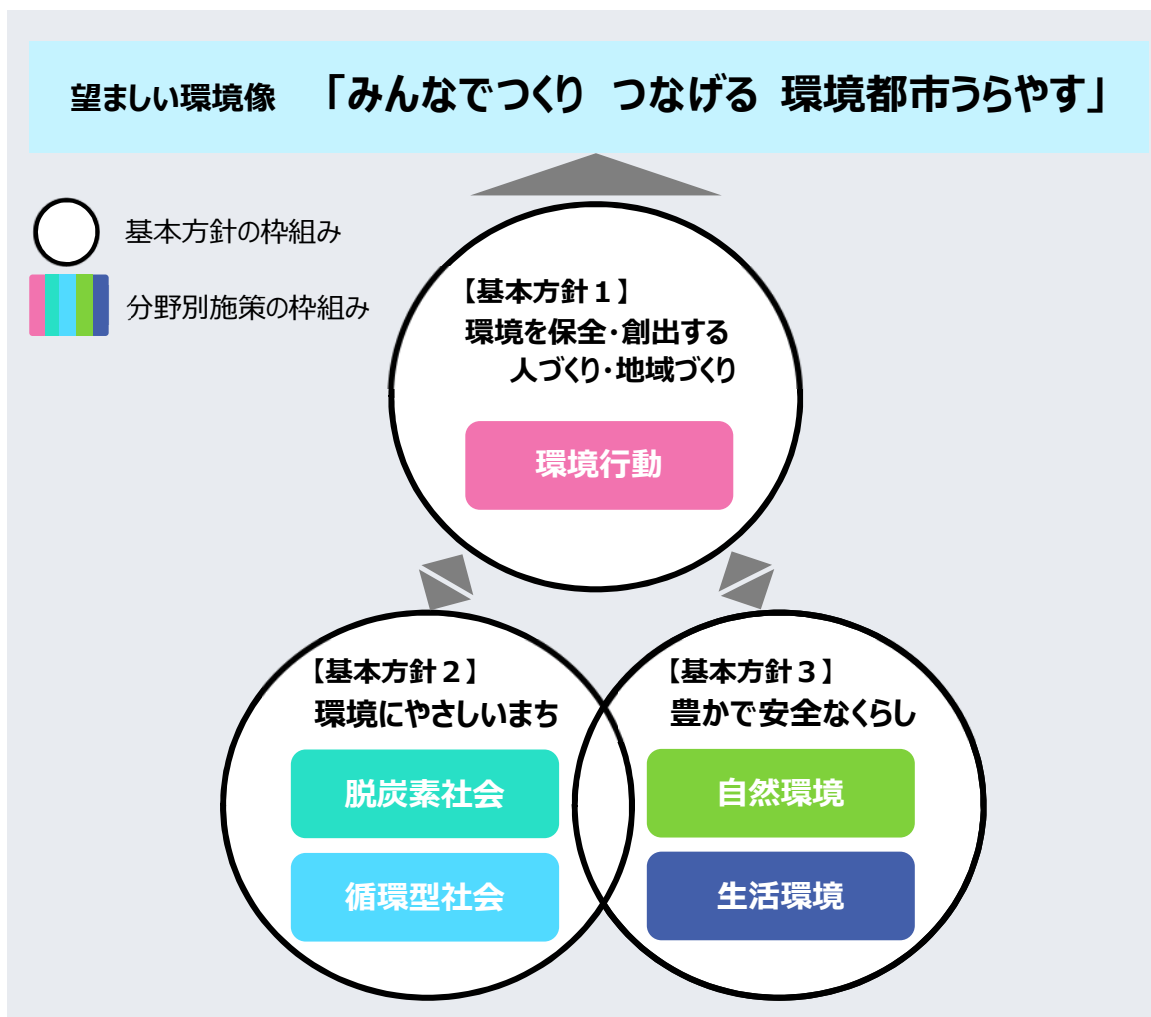


図 2-1 基本方針の全体像

図 2-2 望ましい環境像を実現したまちのイメージ

(2) 各基本方針について

基本方針 1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり

望ましい環境像を実現していくため、地域環境への関心を高め、自ら考え、環境行動に率先して取り組んでいく人づくりを、市民・事業者や市域外の関係者と連携・協力しながら、市全体で環境の保全・創出に取り組んでいきます。また、市のこれからのまちづくりを担う子どもたち対しては、学校などの教育分野と連携しながら環境について学ぶ機会の創出に取り組んでいきます。

環境の保全・創出を推進するにあたり、一人ひとりが当事者であるとの意識のもと、市民・事業者による省エネルギー行動やごみの減量・再資源化に向けた意識の向上と行動の促進に努めていきます。

身近な自然環境の創出や生活環境の保全においては、市が実施する事業だけでなく、市民・事業者と地域の連携・協力による自発的な行動の促進も含めて、行動の拡大に努めます。

基本方針 2 環境にやさしいまち

地球温暖化を原因とする気候変動は深刻化しつつあり、本市が従来から実施してきた“低炭素社会”の実現に向けた取り組みをさらに強化していくことが求められている状況です。そのため、本市は令和 2 年（2020 年）に、令和 32 年（2050 年）に温室効果ガス排出実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を表明しました。この実現に向けて、国の政策動向も踏まえつつ、市民・事業者による省エネルギー行動や再生可能エネルギーの導入などにより、“低炭素社会”からさらに進んだ“脱炭素社会”の実現をめざします。

加えて、気候変動に伴う災害や健康被害の増加など、新たな問題への対策も必要となることが想定されることから、関係機関と連携しながら気候変動に適応したまちづくりを推進します。

資源循環においては、ごみの減量・再資源化を目的として立てられた「ビーンズ計画」に基づいた持続可能な社会の形成に向けて、各種取り組みを一層加速させる必要があります。加えて、食品ロス問題やプラスチックごみによる海洋汚染の問題など、社会的に関心が高まりつつある問題に対しても対策が求められています。そのため、市民・事業者・市が強い意志を持って、ごみの減量・再資源化に向けた取り組みをさらに推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現します。

本市は、歴史的な文化財などが存在する従来からのまちなみや、埋立地に形成された現代的なまちなみ、貴重な干潟、水辺と一体となって整備されたみどりなど、さまざまな要素の組み合わせにより成り立っています。本市の歴史の中で積み重ね、形成されてきたこれらの環境を、さらに豊かなものとして次世代へと引き継いでいくことが大切です。そのために、自然を身近に感じられる水辺空間や、市民の目に映るみどりを増やしていくとともに、貴重な生物を保全し、水やみどりとふれあえ、潤いと安らぎのあるふるさとづくりをしていきます。

また、きれいな空気、きれいな海や川、静けさや心地よさの感じられる生活空間は、市民・事業者が健康で快適な生活や事業活動を営むうえで欠かせないものです。

本市においては、自動車排出ガスや他の地域からの排煙による大気汚染や生活排水の流入による河川の水質汚濁などの都市・生活型公害が、市民の健康で快適な生活・事業活動を妨げる要因となりうるため、継続的な監視・対策が求められます。

そのため、国や県、関係自治体と連携・協力しながら、大気環境や水質の監視を行うとともに、測定結果をわかりやすく周知できるよう情報提供に取り組み、市民が安心して健やかに暮らせる生活環境の確保に努めます。

第3章 施策

第1節 分野別施策体系

基本方針にもとづいた5つの分野に、それぞれ施策の方向性を掲げ、望ましい環境像の実現に向けた施策を推進します。また、それぞれの分野にはSDGsの17の目標（ゴール）の中で、特に関連性が高いものを位置づけ、持続可能な社会の実現に貢献する施策を推進します。

	基本方針	分野	施策の方向性
望ましい環境像 みんなで作る つなげる環境都市 暮らしやす	基本方針1 環境を保全・創出する 人づくり、地域づくり	環境 行動	(1) 環境を大切に作る人づくり (2) 連携・協力による環境行動の推進
	基本方針2 環境にやさしいまち	脱炭素 社会	(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進 (2) 気候変動に適応したまちづくりの推進
		循環型 社会	(1) ごみの減量と再資源化の推進 (2) 廃棄物の適正な収集と処理
	基本方針3 豊かで安全な暮らし	自然 環境	(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出 (2) みどり豊かな生活空間の創出 (3) 生物多様性の保全
		生活 環境	(1) 大気環境の確保 (2) 水質の確保
			(3) 安心して暮らせる生活環境の確保

コラム

全世界で取り組む目標 持続可能な開発目標（SDGs）とは？

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月に国際連合で採択されました。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、17の目標（ゴール）とそれぞれの下により具体的な169項目の達成基準（ターゲット）を掲げ、2030年までに達成することをめざしています。

日本においても、今後の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」や2020年のSDGs推進のための具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」に基づき積極的に取り組みを進めています。目標達成のためには、企業や地方自治体、学術機関や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められています。

本計画に関するSDGsの目標

	目標1	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標2	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う。		目標6	すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標8	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	目標9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。		目標10	国内および各国家間の不平等を是正する。
	目標11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間住居を実現する。		目標12	持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標13	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		目標14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標15	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。		目標16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。			

出典：「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」（環境省）、「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省）を基に作成

第2節 施策

基本方針1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり

1-1.環境行動



指標・目標

指標	基準値 (令和元(2019)年度)	目標値	
		(令和7(2025)年度)	(令和12(2030)年度)
地域の美化活動・リサイクル活動に参加している市民の割合	21.1%	25%	33%
環境マネジメントシステムにより環境に配慮した事業活動を行っている事業者の割合	36.4%	45%	50%

※浦安市の環境に関する市民・事業者意識調査（令和元年9月）より

(1) 環境を大切に作る人づくり

本計画の環境の保全・創出に関わる行動主体は、市民・事業者・市であり、それらを構成するのは“人”です。そのため、市内での環境行動を促すためには、取り組みを実行する“人”の環境の保全・創出に対する取り組み意識や知識の向上、すなわち“人づくり”が欠かせません。

意識調査では、地域で活動している市民の割合が減少傾向にある結果となったため、これまであまり積極的でなかった市民へ参加を促し、環境に関する活動を行う市民の裾野を広げていきます。

また、環境を大切に作る人づくりを推進するため、イベントにおける啓発活動や、三番瀬環境観察館を中心に、学校教育や社会教育とも連携を図りながら、環境学習による市民・事業者の知識や取り組み意識の向上を促します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	省エネルギーやごみの減量など、市民の環境配慮行動の普及・促進をするためのイベントを開催します。
②	三番瀬環境観察館や郷土博物館において、本市の自然環境や郷土の歴史などについて学べる機会を提供します。
③	未就学児・児童・生徒を対象に、出前講座やアドバイザーの派遣、体験学習を通して環境について学べる機会を提供します。
	成人を対象に環境問題から身近に取り組める環境行動について学べる機会を提供します。
	事業者に対し、環境保全に関する取り組みや環境に配慮した事業活動に向けた啓発を行います。
④	市広報紙など既存の媒体に加え、SNS の活用など、多様化する情報発信手段による環境情報や学習プログラムを提供します。

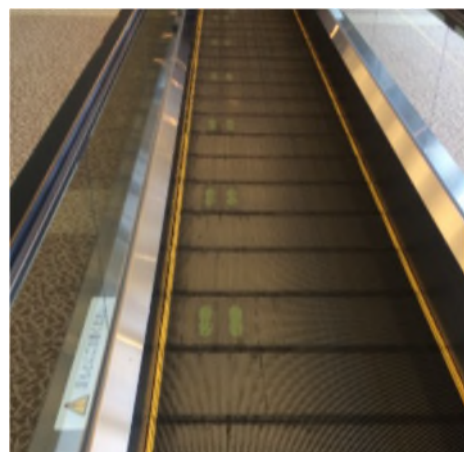
■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">● 身近な地域の環境問題や地球規模の環境問題まで、あらゆる事に日ごろから関心を持ち、さまざまな媒体を通して情報にふれるようにします。● 地域や市などが開催するイベントや講座などに積極的に参加し、環境の保全・創出に対する取り組み意識や知識を高めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業者全体で環境教育を推進し、一人ひとりの環境の保全・創出に対する知識を深めるとともに、取り組み意識を高めます。● 事業活動において環境に配慮した経営を行い、組織として目標を持って環境行動に取り組めます。

ナッジ（nudge：そと後押しする）とは、行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のことです。つまり、利用する人々が知らないうちにより良い選択をするような“仕掛け”をすることで、人々の行動の変化を促すことになります。

私たちの身の回りにはナッジの考え方に基づいた仕掛けが既に導入されていることがあります。ごみ箱のデザイン、エスカレーターより階段を利用したくなるようなデザイン、思わず動く歩道で立ち止まってしまう足跡マークなどがその一例です。

環境の分野においても、市民・事業者の行動に役立つさまざまなナッジが考えられます。ごみのポイ捨て防止対策や照明のスイッチに点灯範囲を示して不要な照明の使用を防ぐなど、家庭や事業所で簡単に取り組める対策があります。ナッジの考え方を取り入れて身の回りの行動を環境に配慮するようにはいかげでしょうか。



＜ナッジによる仕掛けの例＞

出典) 板谷祥奈、竹内穂波、松村真宏「「ひじでつく」ナッジ、「そそる」仕掛け」

(2) 連携・協力による環境行動の推進

本計画の行動主体である市民・事業者・市は、それぞれが独自に行動しているものではなく、普段の生活や事業活動を通して互いに密接に関わっています。各主体が連携・協力を強化していくことで、地域や地球規模で存在している環境問題に対し、より効果的な対策を実行することができます。また、市内だけでなく他の自治体や市域外の団体などもネットワークを構築し、つながりを広げていくことも重要です。

そのため、市民団体や事業者による活動への支援を行うとともに、これらの各主体とさらなる連携・協力を深める取り組みを促進し、市全体で環境行動への取り組み意識を高めていきます。

また、市職員を対象とした研修会や啓発を行うことで、市の事務事業において、環境に配慮した取り組みを推進します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	市民団体や事業者の自主的な環境保全・創出活動を広く周知、発表する場の提供など、活動を支援します。
②	市民団体やボランティア、事業者などと連携して、市民が環境に関心を持つきっかけとなる場を提供します。
③	市全体で環境問題に取り組んでいけるよう、事業者と連携・協力できる体制整備を図ります。
④	広域的な環境保全行動を推進するため、他の自治体との連携を強化します。
⑤	市職員の環境に関する意識の向上や環境行動の推進を図るため、各種研修会などを実施します。
⑥	自治会などと連携して環境保全に関する取り組みを推進します。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">● 市や地域が実施する環境美化活動などに積極的に参加します。● 地域の環境保全団体の活動に参加します。● さまざまな主体と積極的に交流を深め、環境行動を通じた地域の活動のネットワークを広げます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 市や地域が実施する環境美化活動や集団回収、緑化活動に積極的に参加します。● 他の事業者や市民、市との交流を深め、環境行動を通じた地域の活動のネットワークを広げます。

2-1.脱炭素社会



指標・目標

指標	基準値 (平成 25(2013)年度)	目標値	
		(令和 7 (2025) 年度)	(令和 12(2030) 年度)
市域から排出される温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算)	1,006.2 千 t-CO ₂	855.3 千 t-CO ₂ (基準年比▲15%)	704.5 千 t-CO ₂ (基準年比▲30%)
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算)	38,221t-CO ₂	28,666t-CO ₂ (基準年比▲15%)	24,844t-CO ₂ (基準年比▲35%)
公共施設における再生可能エネルギー電力の導入による温室効果ガス排出削減量	— ※基準年度における電力使用による温室効果ガス排出量 13,693t-CO ₂	▲2,739 t-CO ₂ (基準年比▲20%)	▲6,847t-CO ₂ (基準年比▲50%)

※浦安市地球温暖化対策実行計画（令和 3 年 3 月）より

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

国内外において温室効果ガスの大幅な削減が求められているなか、本市が令和2年（2020年）7月に行った「ゼロカーボンシティ」の表明は、地球に住む一員として“脱炭素社会”を実現するための第一歩です。脱炭素社会の実現には、これまで低炭素社会の実現のために実施してきた取り組みを一層強化し、さらに新たな技術や制度、視点を取り入れていく必要があります。

そこで、市の事務事業における省エネルギー行動の推進や再生可能エネルギーの活用を継続・強化するとともに、市域外との広域的な連携による取り組みを検討していきます。また、市民・事業者に対しても、各種制度を活用した温室効果ガスの削減に向けた取り組みの強化を促します。

さらに、今後開発される新技術や次世代エネルギーの動向を注視し、より効率的な脱炭素化に向けた取り組みや手段についても検討・導入を図っていきます。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく、市の事務事業における省エネルギー行動を推進します。
②	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理により、市域における脱炭素化を促進します。
③	公共施設における再生可能エネルギー電力の導入を推進します。
④	公共施設における、高効率・省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備の導入・更新を図ります。
⑤	他の自治体との連携による森林整備など、市内で排出される温室効果ガスと埋め合わせる（カーボン・オフセット）施策を進めます。
⑥	公用車における次世代自動車 ¹¹ の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。
⑦	ごみ焼却による廃熱を、空調や給湯、発電などによって有効利用する取り組みを推進します。
⑧	住宅における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備などの設置に対する支援や、環境に配慮した住宅の建設および改修に関する情報提供を行います。

¹¹ 温室効果ガスや大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車のこと。その種類として、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車が挙げられる。

⑨	市民の徒歩・自転車・公共交通機関への利用の転換を図るため、歩行環境や自転車利用環境を充実させるとともに、公共交通機関の利用を促進します。
⑩	運転しやすい道路環境の維持や交通渋滞を抑制するため、各道路管理者と協力しながら適宜道路の維持・補修を行います。
⑪	環境に配慮した行動を推進する事業者に対して支援を行います。
⑫	建築物の省エネルギー又は低炭素化を図るために設けられた各種法律に基づき、建築物の省エネルギー基準適合性判定や届出の受理、認定などを行います。
⑬	水素エネルギーなど、次世代エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を図ります。

■市民・事業者に期待される取り組み

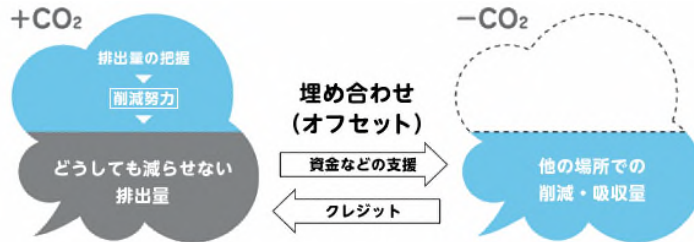
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活において、こまめな消灯やエアコンの温度設定など、省エネルギー行動を実践します。 ● 最新の高効率な家電製品への買い替えや、住宅の新築時・改築時に、省エネルギー性能が高い設備の導入を図ります。 ● 住宅への再生可能エネルギー設備導入や、再生可能エネルギー由来の電気を購入するなどして、再生可能エネルギーを積極的に活用します。 ● 自動車の買換えなどの際は次世代自動車を導入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活において、こまめな消灯やエアコンの温度設定、設備の運用方法の見直しなど、省エネルギー行動を実践します。 ● 最新の高効率機器の導入や、事業所の新築時・改築時に省エネルギー性能を高める設備の導入を図ります。 ● 再生可能エネルギー設備の事業所への導入や、再生可能エネルギー由来の電気を購入するなどにより、再生可能エネルギーを積極的に活用します。 ● 自動車の買換えなどの際は次世代自動車を導入します。

コラム	家庭でも買える！再生可能エネルギー電力
<p>近年、各小売電気事業者から再生可能エネルギー電力のメニューが販売されており、家庭や事業所が再生可能エネルギー電力を買うこともできるようになりました。</p> <p>また、東京都では、令和 32 年（2050 年）に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、再生可能エネルギー電力の購入希望者を募り、一定量の需要をまとめることで価格低減を実現する、国内初のモデル事業を実施しています。対象は東京都と埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の 9 都県市における家庭や商店、小規模オフィス（※令和 3 年 2 月時点）で、再生可能エネルギーの利用拡大が期待されます。</p>	

コラム

カーボン・オフセットとは？

カーボン・オフセットとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を把握し、可能な限り削減努力を行ったうえで、どうしても削減できない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出量を埋め合わせるという考え方です。例えば、本市が森林を持つ地方の市町村と連携し、その地域における間伐などの森林整備をすることで、本市が排出した温室効果ガスを埋め合わせることができます。



<カーボン・オフセットの考え方>

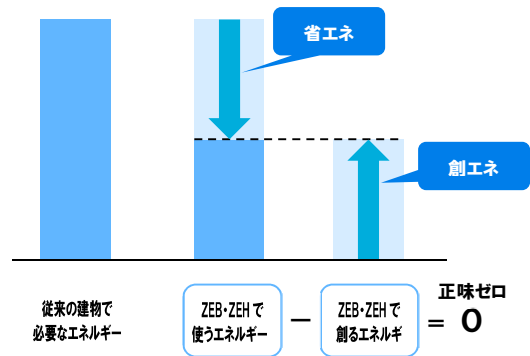
出典) 環境省 カーボン・オフセット・フォーラムホームページ

コラム

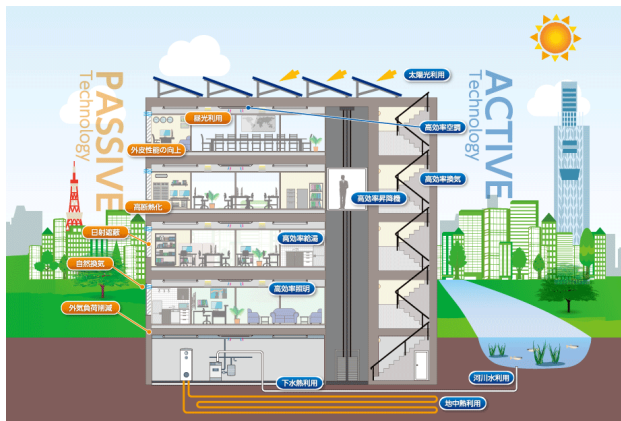
究極の省エネルギーな建物 ZEB (ゼブ)・ZEH (ゼッチ) とは？

「ZEB(ゼブ)」および「ZEH(ゼッチ)」とはネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングおよびネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことです。外皮の断熱性能の向上や高効率な設備システムの導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロにすることを旨としたビルおよび住宅のことです。

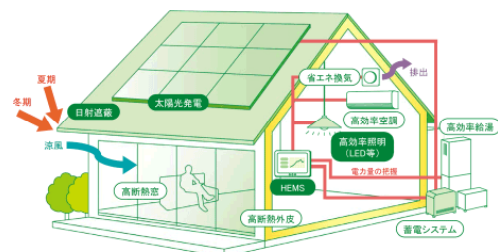
エネルギー消費量が正味ゼロになることで、環境にやさしいことはもちろん、光熱費を安く抑えることができ、高断熱で室温を一定に保ちやすいことで快適性・健康性の向上や、災害時の強靱性向上につながります。



<ZEB・ZEH 達成の考え方>



<ZEB (左)・ZEH (右) の導入イメージ例>



出典) 環境省ゼブ・ポータル、資源エネルギー庁省エネポータルサイト

(2) 気候変動に適応したまちづくりの推進

近年顕著となりつつある地球温暖化の進行に伴い、各地において気候変動が原因とされる災害や健康被害が発生しています。本市においても、従来では想定していなかったような異常気象や災害、健康被害により、市民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後ますます深刻化することが予想される気候変動に対して、情報を収集してその動向を注視していくとともに、災害や健康被害などに備えたまちづくりを推進します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	熱中症に関する市民への情報提供や公共施設を中心とした熱中症予防対策を推進します。
②	地球温暖化に伴い感染リスクの増加が懸念されるデング熱など、動物媒介性の感染症予防の啓発を行います。
③	公共施設の緑化や宅地整備時や商業地開発時における緑化を推進します。
④	集中豪雨や台風などによる道路冠水対策や災害対策拠点の機能強化、地域防災力の充実などにより、災害に強いまちづくりを進めます。
⑤	千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。
⑥	気候変動に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて情報の周知を行います。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">● 気候変動に関する情報にふれ、気候変動の進行状況や想定される影響について理解を深めます。● 災害や健康被害に対して、日ごろから備えておくべき対策や非常時に取るべき行動を把握し、実践します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 気候変動に関する情報にふれ、気候変動の進行状況や想定される影響について理解を深めます。● 災害や従業員への健康被害に対して、日ごろから備えておくべき対策や非常時に取るべき行動を把握し、実践します。

これまでの地球温暖化対策は主に「緩和策」と呼ばれ、省エネルギーの取り組みや、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギーの利用、植物による温室効果ガスの吸収源対策など温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを指します。

これに対して、近年では「適応策」の必要性が注目されています。「適応策」とは、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを指します。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散・需要と、機会の利用をふまえた対策のことで、気象の変化への対策や農作物の新種の開発、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。

市街地化が進んでいる、海や大河川に面しているなどの特徴を持つ浦安市においては、熱中症の多発、異常気象による洪水被害の多発、蚊を媒介する感染症のリスクの増加などの影響増加が想定されます。以下に市民・事業者のみなさんでできる対策をいくつか紹介します。



出典) A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

<異常気象や災害に対する適応策の例>

こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。



虫よけスプレーなどで虫刺されに気をつける。

蚊の育つ水たまりなどを作らない。

<熱中症や蚊を媒介する感染症のリスク増加に対する適応策の例>

出典) A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

2-2.循環型社会



指標・目標

指標	基準値 (平成 28(2016)年度)	目標値	
		(令和 7 (2025) 年度)	(令和 12(2030) 年度)
家庭系ごみの排出量原単位 ¹³ (資源物などの資源を除く)	485g/人・日	414g/人・日 (基準年比▲14.6%)	410g/人・日以下 (基準年比▲15.4%以下)
事業系ごみ総排出量	24,372 t	22,394 t (基準年比▲9.2%)	21,938 t 以下 (基準年比▲10%以下)
再資源化率	18.5%	22.0%以上	23.0%以上

※浦安市一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年 3 月）より

¹³ 市民 1 人 1 日におけるごみの平均排出量(g)=ごみの排出量(t)÷行政区内人口÷年日数(365 日)×1,000,000

(1) ごみ¹⁴の減量と再資源化の推進

本市がこれまで継続的に取り組んできた「ビーンズ計画」により、家庭系ごみは減少傾向がみられるなど、市内のごみの減量や再資源化は一定の成果が得られています。しかし、脱炭素化に向けた温室効果ガス排出量の削減やごみの最終処分場を市外に依存している本市にとっては、さらなるごみの減量、再資源化は欠かすことのできない取り組みです。

そのため、ごみの発生・排出抑制（リフューズ、リデュース）、資源の再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4 R¹⁵を市民・事業者との協力により、さらなるごみの減量・再資源化を進めます。

特に、プラスチックごみについては、焼却による温室効果ガスの排出やマイクロプラスチックによる海洋汚染につながることから、さらなる減量と再資源化について検討・実施していきます。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	紙類・びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・再資源化を図ります。
②	小型家電を回収し、小型家電に含まれている希少金属のリサイクルを行います。
③	家庭ごみの有料化や生ごみの再資源化など、廃棄物の削減に向けた取り組みを検討します。
④	プラスチックごみの減量に向けての方策を検討・実施します。
⑤	燃やせないごみと粗大ごみの中から、鉄とアルミを回収し、再資源化を図ります。
⑥	事業者や家庭で余っている食品の施設への配付や学校給食の残さをリサイクル処理するなど、食品ロスの削減を推進します。
⑦	街路樹や公園などで発生した剪定枝・枯葉などを土壌改良材に再利用し、緑のリサイクルを図ります。
⑧	市の業務において不要になったものをリサイクル品として有効活用します。

¹⁴ 廃棄物における一般廃棄物のうち、家庭系ごみ（一般ごみ、粗大ごみ）および事業系ごみのことをいう。（※廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であり、固形状または液状のもの（放射性物質およびこれに汚染された物を除く）であり、大きく産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。）

¹⁵ ごみの発生・排出抑制 Refuse:リフューズ（断る）、Reduce:リデュース（少なくする）、資源の再利用 Reuse:リユース（再使用する）、再生利用 Recycle:リサイクル（再生利用する）の頭文字の4つのR。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 使えるものは繰り返し使用するなど、ごみの発生を抑えます。 ● ごみや資源は決められたルールに従って分別して排出します。 ● リサイクル製品などの環境に配慮した製品を購入します。 ● 家庭で不用になった紙類や廃食油、古着・古布などは、各地域で行われている集団回収や市が実施している回収の機会に出します。 ● マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努めます。 ● 食品の購入や調理、注文などを適正な量にし、食品ロスの削減に努めます。 ● 生ごみを捨てる際は水切りをしてごみの減量を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみの減量に努めます。 ● リサイクル製品などの環境に配慮した製品を購入します。 ● ごみとなる過剰な包装を減らすなど、環境に配慮した製品を製造します。

(2) 廃棄物の適正な収集と処理

ごみの減量・再資源化だけでなく、廃棄物の収集・処理を適正かつ効率的に行うことで、環境への負荷を減らすことにつながります。

そのため、事業者に対して適正な廃棄物処理を行うよう啓発、指導をしていきます。

また、クリーンセンターにおいては、施設の改修により安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理に取り組むとともに、し尿処理施設のあり方や廃棄物の有効な活用について検討します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	多量に廃棄物を排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任および事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務づけ、必要に応じて現場実態調査を行います。
②	食品関連事業者に対し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の堆肥化、飼料化を促進します。
③	事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルを促進します。
④	廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析します。
⑤	安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、クリーンセンターの延命化に取り組めます。

⑥	焼却灰を適正に最終処分することに加えて、最終処分量を削減していくため、新たな再資源化技術の導入について調査・研究を進めます。
⑦	し尿処理施設について、環境に配慮しながら改修や新設に向けた検討を行います。
⑧	公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築などの工事におけるリサイクル資材の導入を促進します。
⑨	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体および再資源化などが義務付けられる建設工事の届出の受理を行います。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令などを遵守し、市民生活によって発生するごみを適正に処理します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令などを遵守し、事業活動によって発生するごみを適正に処理します。

3-1.自然環境



目標・指標

指標	基準値 (平成 30(2018)年度)	目標値	
		(令和 7 (2025) 年度)	(令和 12(2030)年度)
市民が親しめる水辺空間の整備の状況 ¹⁶ (対象延長距離 9,955m)	29.7% (延長距離 2,959m)	51.6% (延長距離 5,133m)	67.6%以上 (延長距離 6,727m)
都市公園面積	1,157,000m ²	1,180,000m ²	1,181,000m ²

※浦安市総合計画（令和元年 12 月）を参考に算出

「身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出」に対する市民の満足度 ^{※1}	75.7% (令和元(2019)年度)	80%	85%
「緑と暮らしが調和する生活空間の創出」に対する市民の満足度 ^{※1}	78.2% (令和元(2019)年度)	82%	85%

※1 各設問に対し「満足」「やや満足」と回答した割合

※浦安市の環境に関する市民意識調査（令和元年 9 月）より

¹⁶ 「境川水辺環境整備延長（対象延長距離 4,492m）」「日の出・明海地区海岸開放（延長対象延長距離 1,635m）」「舞浜地区海岸整備延長（対象延長距離 3,378m）」

(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

水辺は、三方を海や川に囲まれた本市において、貴重な自然の一つです。

市の中心を流れる境川や東京都との境界を流れる旧江戸川においては、千葉県と協力して、水害対策を行いながら親水性の高い空間として整備・活用を進めます。

海における水辺空間においては、千葉県と協力して海岸の整備や海岸護岸の解放に取り組みます。また、全国的にも貴重な干潟である三番瀬は、国や県、関係自治体などと協力して保全していくとともに、令和元年（2019年）に開館した三番瀬環境観察館を拠点に市民が自然に親しめる場として活用します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	三番瀬の豊かな自然に市民がより身近にふれることができる環境を整備します。
②	景観、親水性、水質の向上や自然環境などに配慮しながら、境川における市民の憩いとなる水辺空間を整備します。
③	市民が海に親しめる空間を確保するため、海岸護岸の開放や海岸の整備に取り組みます。
④	千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。【再掲】

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域の水辺に対して、親しみをもって大切に利用します。● 地域の水辺空間の保全・創出のために、環境美化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 水辺に面した地域の開発においては、景観に配慮します。● 地域の水辺空間の保全・創出のために、環境美化活動に参加します。

(2) みどり豊かな生活空間の創出

都市化が進んだ本市において、みどりは大気の浄化や温室効果ガスの吸収、騒音・振動の緩和など、都市環境を改善する機能を担っています。さらに、都市景観の形成や生態系の保全など、環境を保全・創出していくうえで多様な役割を果たしています。

そのため、公園や緑地の整備・改修などにより市内のみどりを増やしていくとともに、水辺空間と一体となった水とみどりのネットワークを形成していくことで、豊かな生活空間を創出します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	公共施設などにおける敷地内や屋上などの緑化と、その適正な維持管理を推進します。
②	利用者や地域の特性に応じた公園や緑地の整備、改修を推進します。
③	海岸や公園緑地をつなぐ緑道の整備を行い、ジョギング、サイクリングコースとしての活用を図ります。
④	住宅地における生垣設置やみどりのカーテンの設置など、民有地における緑化を促します。
⑤	保全樹木の指定などにより、社寺境内地に残る大木、みどり豊かな住宅地や良好な緑地の保全を推進します。
⑥	街路樹の補植や緑地・緑道の維持補修を行うとともに、管理区分にかかわらず道路周辺的环境整備に取り組みます。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域のみどりに対して、親しみをもって大切に利用します。● 地域のみどりの保全・創出のために、緑化活動に参加します。● 自宅の庭やベランダなどで花や緑を育てます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業所や市内の開発においては積極的に緑化をします。● 地域のみどりの保全・創出のために、緑化活動に参加します。

(3) 生物多様性の保全

市内の貴重な自然である三番瀬や人工的に整備された海岸や公園などの水辺やみどりは、市民の憩いの場であると同時に、生きものにとっても貴重な生息空間となっています。国内では、生物多様性の保全に向けた取り組みの重要性が高まっており、埋立による人工的な都市空間が広がる本市においても、生物多様性の保全に対する必要性は例外ではありません。特に、三番瀬は東京湾に残された貴重な干潟の一つであり、国や県、関係自治体と連携した保全対策が求められています。

そのため、市内における生物多様性の現状を把握するとともに、その保全に向けた対策や啓発活動を推進します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	市内における生きものの生息状況を把握するため、生きものの生息空間に関する調査を行います。
②	市内に生息する生きものの実態調査の結果を踏まえ、生物多様性の啓発を行います。
③	生物多様性の維持を図るため、特定外来生物などについての啓発を行い、必要に応じて駆除もを行います。

■市民・事業者に期待される取り組み

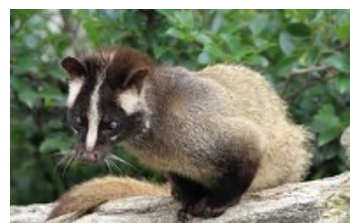
市民	<ul style="list-style-type: none">● 市内の生物多様性の状況について理解を深めます。● 身近な生きものを大切にします。● 生きものの飼育にあたっては、知識を持って適正に取り扱います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 市内の生物多様性の状況について理解を深めます。● 市内における開発などにおいては、生物多様性の保全に配慮します。● 外来生物を適正に取り扱います。

コラム

特定外来生物ってなに？

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されている種です。代表的な特定外来生物として、アライグマ、カミツキガメ、ヒキガエル、アメリカザリガニ、オオキンケイギクなどがあります。

市では、必要に応じて特定外来生物の防除を行っています。近年では、特定外来生物ではないものの、家屋などに被害を及ぼす恐れがあるとして市内でハクビシンを捕獲した実績があります。



<ハクビシン>

出典) 環境省「分布を拡大する外来哺乳類
アライグマ ハクビシン ヌートリア」

三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の東京湾沿いに広がる約 1,800 ヘクタールの干潟・浅海域（浅い海）です。この中の浅い海域では、魚介類の産卵場などとして機能しています。

市では、人々の生活とともにその歴史を歩んできた三番瀬を保全する市民活動への支援などを行っています。

令和元年（2019 年）には、野鳥などの生物を含む三番瀬の自然観察や環境学習の場としても活用できる場所として、「浦安市三番瀬環境観察館」を開館し、三番瀬の魅力の発信をしています。



＜浦安市三番瀬環境観察館の外観＞

館内では三番瀬の生きものに関する展示や、三番瀬を広く見渡すことができます。

また、生きもの観察などのイベントが開催されており、市民のみなさんに三番瀬の環境を体験していただくことができます。

また、三番瀬環境観察館では、三番瀬に関する情報を掲載したニュースレターやセルフガイドを作成してホームページで公表しており、自宅にいながらも三番瀬の情報に触れることができます。



＜浦安市三番瀬環境観察館の内部＞



＜三番瀬での生きもの観察＞

3-2.生活環境



目標・指標

指標	基準値 (令和元(2019)年度)	目標値	
		(令和 7(2025)年度)	(令和 12(2030)年度)
大気汚染物質の環境基準 項目達成率 (11 項目) ¹⁷	92%	100%	100%
河川 BOD ¹⁸ 環境基準達成率(6 カ所) ¹⁹	100%	100%	100%
自動車騒音・道路交通振動 要請限度達成率	100%	100%	100%

¹⁷ 二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (Ox)、微小粒子状物質 (PM2.5)、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類

¹⁸ 生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと、値が大きいかほど水質汚濁は著しい。

¹⁹ 旧江戸川、猫実川、堀江川、境川(2カ所)、見明川

(1) 大気環境の確保

大気環境は、人々の生活の質や健康に影響を及ぼす要素の一つです。市内には交通量の多い幹線道路が通っており、自動車排出ガスによる影響を受けやすい状況にあります。また、排煙を多く排出する業種は少ないものの、市内には事業所が多く集積した地区も存在します。

そのため、大気環境の監視を継続的に実施し、測定結果を公表するとともに、必要に応じて事業者などに対して法令に基づく適切な指導を行います。

また、公用車における次世代公用車の導入や公共交通機関の充実を図ることで、自動車排出ガスの削減に取り組みます。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います。
②	一般環境大気中の汚染物質や有害大気汚染物質などの測定を行い、状況の把握に努めます。
③	公用車における次世代自動車の導入を図ります。【再掲】
④	自動車排出ガスの抑制のため、交通渋滞対策やバスなどの公共交通機関の利用を促進します。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">● 公共交通機関や自転車・徒歩移動により、自動車の利用を控えます。● 自動車を使用する際は、環境に配慮した自動車を選び、エコドライブを心がけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 公共交通機関や自転車・徒歩移動により、自動車の利用を控えます。● 自動車を使用する際は、環境に配慮した自動車を選び、エコドライブを心がけます。● 法令を順守し、ばい煙などの発生を抑制に努めます。

(2) 水質の確保

河川などの水質は、人々の暮らしやすさ・過ごしやすさに影響を及ぼします。市内を流れる境川や旧江戸川などの河川や、それらが流れ込む海域においては、上流側からの影響を受けやすい傾向にあります。また、水質悪化の原因の一つに下水道に接続していない建物からの生活排水が挙げられます。

そのため、東京都や県と協力して市内各地の水質の監視を継続的に実施するとともに、下水道の整備などによる汚濁防止対策を実施します。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	市内河川の水質測定を行い、千葉県による旧江戸川と東京湾の測定を含めて、状況の把握に努めます。
②	地下水汚染の防止のため、千葉県と協力して公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を測定します。
③	浄化槽の適正な維持・管理のため、年1回以上清掃を行うよう指導します。
④	河川や海の水質改善のため、公共下水道の整備・適正な管理を行います。
⑤	特定施設を設置する工場・事業場から排水される下水の水質の監視をはじめ、事業所などに対する排水基準の遵守の徹底・指導を千葉県と協力して進めます。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">● 生活排水を直接河川に流さないようにします。● 下水道整備区域では下水道への接続に努めます。● 節水に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 法令を順守し、必要な排水対策を実施します。● 節水に努めます。

(3) 安心して暮らせる生活環境の確保

市民が快適かつ安心して生活していくためには、騒音・振動、悪臭などの生活環境や生活衛生を良好に保つ必要があります。

生活環境に関する問題は、都市化の進展や人々の生活様式の変化を背景に多様化しており、時代の変化に応じた対策が必要となります。近年では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策によるテレワークの拡大などにより、市民が在宅する機会が増加していることから、生活騒音対策に取り組みます。

また、生活衛生については、ごみのポイ捨てやペットの適正な飼育、人々に害を及ぼす可能性のある生きものや生物多様性を脅かす生きものへの対策などを行います。

■市の取り組み

主な事業内容	
①	事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います。
②	市内主要幹線道路における騒音・振動について定期的に測定し、必要に応じて道路管理者に改善を要請します。
③	羽田空港を離着陸し、本市近傍を飛行する航空機の騒音影響を監視し、必要に応じて関係自治体と連携し、国へ改善を要請します。
④	生活騒音などを抑え、住民が安心して生活できるよう、生活環境に関する対策や啓発を行います。
⑤	一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議において、近隣紛争予防のための指導・助言を行います。
⑥	ねずみや衛生害虫への対策を行うとともに、必要に応じて駆除を行います。
⑦	ポイ捨て防止やペットの飼育、飼い主のいない猫（地域猫）に関する問題について継続的な啓発活動を行います。
⑧	受動喫煙や吸い殻のポイ捨てなどの喫煙マナーについて、喫煙による健康被害を含めた意識の啓発を行います。
⑨	市民生活や生物多様性を脅かすおそれのある野生動物や特定外来生物による被害を予防する対策を講じます。
⑩	ごみ散乱防護用ネットの貸し出しなどにより、カラスによる生活環境被害への対策を講じます。

■市民・事業者に期待される取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣に生活騒音や悪臭などを出さないようにします。 ● ごみは決められた時間・場所に捨てます。 ● ペットの飼育する際は、法令やマナーを守ります。 ● 喫煙マナーやルールを守り、ポイ捨てや路上喫煙はしません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令を順守し、騒音・振動を出さない対策を講じます。 ● 化学物質を適正に管理・処理します。 ● 揚水時は地盤沈下しない対策を講じます。

第4章 推進体制および進行管理

第1節 推進体制

本計画は、市民・事業者と市の連携・協力により進めていくために、次のとおり推進体制を整備します。

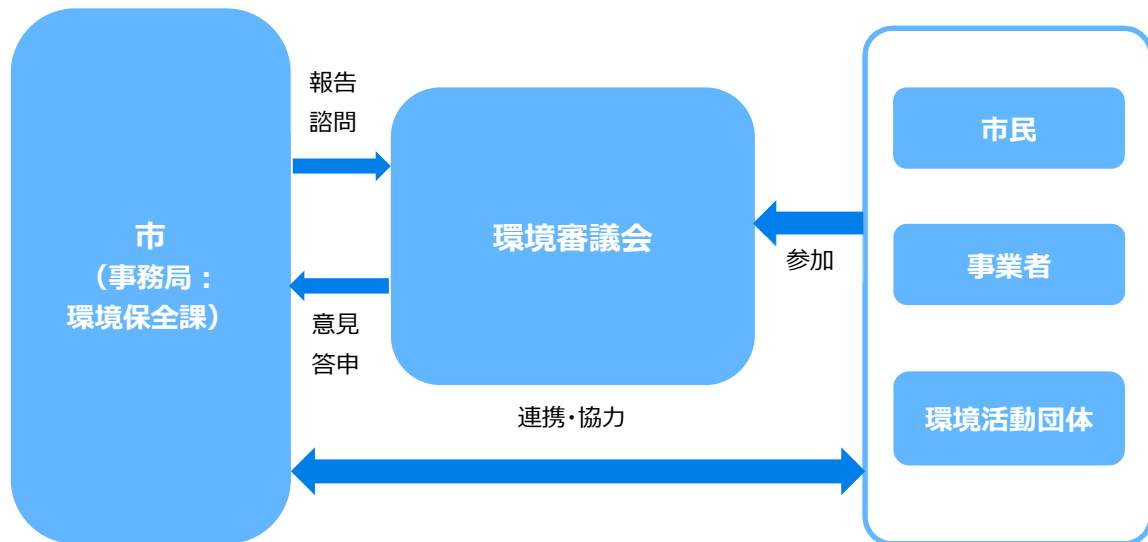


図 4-1 本計画の推進体制

第2節 進行管理

(1) 進行管理手法

本計画の進行管理は、着実な実施と望ましい環境像の推進のため、PDCA サイクル²⁰に基づいて行います。

PLAN（計画）では、前年度見直し結果を踏まえた施策の立案を行います。

DO（実行）では、市民・事業者との連携・協力により、取り組みを実行します。

CHECK(点検・評価)では、各分野における具体的な取り組みの実施状況や指標の進捗状況を把握し、計画の進捗・目標達成状況を評価します。その結果を取りまとめた「環境基本計画年次報告書」を作成し、環境審議会からの意見を取り入れるとともに、市ホームページなどをとおして市民・事業者に対して結果を公表します。

ACTION(見直し)では、計画の進捗・目標達成状況の評価に対する環境審議会からの意見に基づき、次年度の取り組みの修正や補完を行うとともに、施策・推進体制の改善を検討し、次年度の計画へとつなげます。

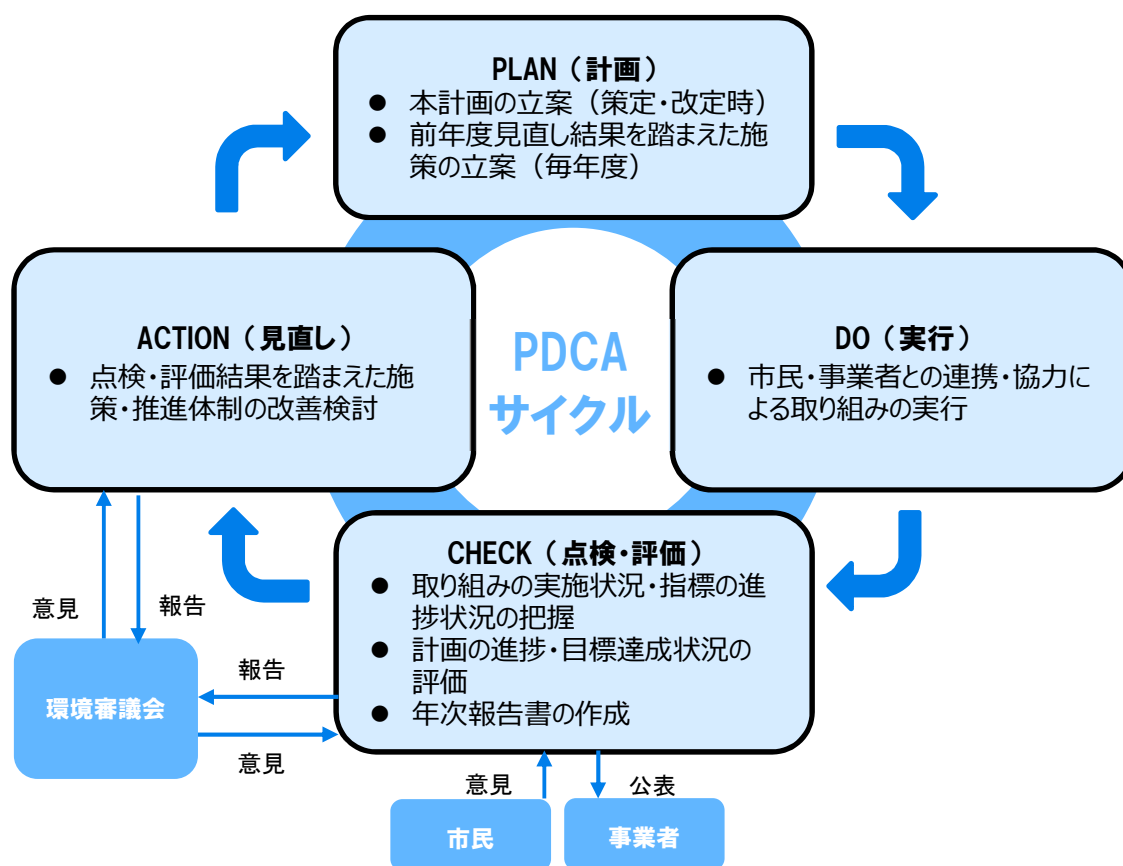


図 4-2 本計画の進行管理手法

²⁰ Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、計画の進行管理を継続的に改善していく手法。

(2) 進行管理指標一覧

基本方針	指標	基準値 ※()は基準年度	中間値 令和7年度 (2025年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)	
基本方針1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり	環境行動				
	地域の美化活動・リサイクル活動に参加している市民の割合	21.1% (2019)	25%	33%	
	環境マネジメントシステムにより環境に配慮した事業活動を行っている事業者の割合	36.4% (2019)	45%	50%	
基本方針2 環境にやさしいまち	脱炭素社会				
	市域から排出される温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	1,006.2 千 t-CO ₂ (2013)	855.3 千 t-CO ₂	704.5 千 t-CO ₂	
	市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	38,221t-CO ₂ (2013)	28,666t-CO ₂	24,844t-CO ₂	
	公共施設における再生可能エネルギー電力の導入による温室効果ガス排出削減量	— ※基準年度における電力使用による排出量 13,693 t-CO ₂ (2013)	▲2,739 t-CO ₂	▲6,847t-CO ₂	
	循環型社会				
	家庭系ごみ排出量原単位(資源物などの資源除く)	485g/人・日 (2016)	414 g/人・日	410g/人・日以下	
	事業系ごみ総排出量	24,372 t (2016)	22,394 t	21,938 t 以下	
	再資源化率	18.5% (2016)	22.0%以上	23.0%以上	
	基本方針3 豊かで安全な暮らし	自然環境			
		市民が親しめる水辺環境の整備の状況 (対象延長距離：9,955m)	29.7% (延長距離 2,959m)	51.6% (延長距離 5,133m)	67.6% (延長距離 6,727m)
都市公園面積		1,157,000m ² (2018)	1,180,000m ²	1,181,000m ²	
「身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出」に対する市民の満足度		75.7% (2019)	80%	85%	
「緑と暮らしが調和する生活空間の創出」に対する市民の満足度		78.2% (2019)	82%	85%	
生活環境					
大気汚染物質の環境基準項目達成率(11項目)		92% (2019)	100%	100%	
河川 BOD 環境基準達成率(6カ所)		100% (2019)	100%	100%	
自動車騒音・道路交通振動環境基準達成率(市内8カ所)		81% (2019)	100%	100%	

資料編

浦安市環境基本条例

浦安市環境保全条例

浦安市第3次環境基本計画の策定経緯

浦安市の概況

市民・事業者の意識調査結果概要

第1節 浦安市環境基本条例

浦安市環境基本条例

平成 15 年 10 月 1 日 条例第 31 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 16 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針(第8条)

第2節 施策の策定等に当たっての措置(第9条)

第3節 環境基本計画等(第10条・第11条)

第4節 環境の保全に関する施策等(第12条—第25条)

第3章 地球環境の保全に関する施策(第26条)

第4章 浦安市環境審議会(第27条—第29条)

附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変ぼうし、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。
- 5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、そ

の施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の基本方針)

- 第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第2節 施策の策定等に当たっての措置

- 第9条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他

必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第3節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

- 第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

- 第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

- 第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

- 第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

- 第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 16 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第 17 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第 18 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第 20 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 22 条 市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

第 26 条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 浦安市環境審議会

(設置)

第 27 条 本市に、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 28 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第 10 条 第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項
 - (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項
- 2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和 47 年条例第 11 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第29条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは

審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

- 5 平成25年度において委嘱される審議会の委員の任期は、第29条第3項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

(平25条例16・一部改正)

附則(平成25年3月29日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2節 浦安市環境保全条例

浦安市環境保全条例

平成20年12月25日 条例第36号
改正 令和3年3月〇日 条例第〇号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 環境の保全に関する施策(第4条—第9条)
- 第3章 公害の防止
 - 第1節 ばい煙等に関する規制等(第10条—第23条)
 - 第2節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第1款 騒音等特定施設及び特定作業(第24条—第35条)
 - 第2款 特定建設作業(第36条—第38条)
 - 第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第39条—第43条)
 - 第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第44条—第46条)
 - 第4節 地盤の沈下等に関する規制(第47条—第57条)
- 第4章 良好な生活環境の保持等(第58条—第62条)
- 第5章 地球環境の保全(第63条—第66条)
- 第6章 雑則(第67条—第70条)
- 第7章 罰則(第71条—第74条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境の保全をいう。
- (3) 公害 浦安市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第2条第4号に規定する滞在者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第3条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第3条に定める環境の保全に関する基本理念

にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第4条から第7条までに規定する責務を果たさなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策

(大気のための施策)

第4条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))を利用して得ることができるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。)の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)に関する知識の普及及び啓発その他の大気保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第5条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)その他の排水による公共用水域(同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第6条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第7条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

第8条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第9条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第3章 公害の防止

第1節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

第 1 0 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第 2 条第 7 項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、当該施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
- (4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

- 第 1 1 条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
- 2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第 1 2 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第 1 3 条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) ばい煙特定施設の種別
 - (4) ばい煙特定施設の構造
 - (5) ばい煙特定施設の使用の方法
 - (6) ばい煙の処理の方法
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第 1 4 条 一の施設がばい煙特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

- 第 1 5 条 第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 1 6 条 市長は、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第 1 7 条 第 13 条第 1 項に規定するばい煙特定施設を設置しようとする者又は第 15 条第 1 項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 60 日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。
- 2 市長は、第 13 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による届出に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 1 8 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第 1 9 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

- 第 2 0 条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該ばい煙特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をすべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第 16 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は

前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 3 前2項の規定は、第14条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第15条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して60日を経過したときは、この限りでない。

(事故時の措置等)

第21条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺的生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

- 2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。
- 3 市長は、第1項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

第22条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておくなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

第23条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第2節 騒音又は振動に関する規制等

第1款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

第24条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動（以下「騒音等」という。）を発生させる施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

第25条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

- 2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第26条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

第27条 工場等（騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) 騒音等特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第28条 工場等（特定作業を行っていないものに限る。）において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定作業を行う場所
- (3) 特定作業を行う期間及び時間
- (4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数
- (5) 騒音等の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第29条 一の施設が騒音等特定施設となった際現に工場等（その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現に工場等（その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。）においてその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第27条第2項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

第30条 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第3号から第5号まで又は第28条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第27条第1項第3号若しくは第5号若しくは第28条第1項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第27条第1項第

- 4号若しくは第28条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。
- 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は第28条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - 第27条第2項の規定は前2項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第28条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

- 第31条 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第32条 第27条第1項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第28条第1項に規定する特定作業を行おうとする者又は第30条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。
- 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る特定工場等の周辺的生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

- 第33条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第1号若しくは第2号若しくは第28条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第34条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等

で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 前2項の規定により、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

- 第35条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。
- 市長は、第31条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
 - 前2項の規定は、第29条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第30条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して30日を経過したときは、この限りでない。

第2款 特定建設作業

(定義)

- 第36条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

- 第37条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 特定建設作業を行う場所及び期間
- 騒音等の防止の方法
- その他規則で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

- 第38条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業を行う場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
 - 3 市長は、第1項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

- 第39条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準（以下この款において「使用基準」という。）を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。
 - (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
 - (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
 - (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
 - (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
 - (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用
 - (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用
 - 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(警告及び命令)

- 第40条 市長は、前条第1項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

- 第41条 飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、飲食店営業等に係る夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。）の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

- 第42条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第1項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音が発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

- 第43条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

- 第44条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同条第3項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。）を運転する者は、アイドリング・ストップ（自動車を駐車し、又は停車するときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。）等を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
- 2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。
 - 3 自動車を使用し、又は所有する者（以下「使用者等」という。）は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
 - 4 市長は、前3項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

- 第45条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送（事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。）の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第 4 6 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車（窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。）又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第 4 節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第 4 7 条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設（以下「揚水施設」という。）を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。）の上限を 21 平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が 6 平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が 6 平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が 6 平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。

3 次に掲げる揚水施設については、前 2 項の規定は、適用しない。

- (1) 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 11 条第 1 項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (2) 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）第 3 条第 1 項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (4) 千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）第 39 条第 1 項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設
 - (6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であつて、市長が必要と認めるもの
- 4 市長は、第 1 項の規則で定める基準又は第 2 項の規則で定める採取量（以下「構造基準等」という。）を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

第 4 8 条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 揚水施設の設置の場所
 - (3) 揚水機の出力及び揚水能力
 - (4) 1 日当たりの最大採取量及び月平均採取量
 - (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
 - (6) 地下水の用途
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第 4 9 条 構造基準等が変更された際現に前条第 1 項の規定による届出がされている揚水施設であつて、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して 1 年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第 5 0 条 第 48 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第 5 1 条 市長は、第 48 条第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があつた日の翌日から起算して 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 5 2 条 第 48 条第 1 項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第 50 条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して 30 日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を変更してはならない。

2 市長は、第 48 条第 1 項又は第 50 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

第 5 3 条 第 48 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 48 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 5 4 条 第 48 条第 1 項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 48 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により、第 48 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第 5 5 条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定め、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべ

きことを勧告することができる。

- 2 市長は、第 51 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

第 5 6 条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

(地下水の採取量の減少勧告)

第 5 7 条 市長は、湧水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第 4 章 良好な生活環境の保持等

(近隣の生活環境への配慮)

第 5 8 条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。

- 2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

第 5 9 条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

第 6 0 条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）（以下「資材等」という。）が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

第 6 1 条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第 6 2 条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第 5 章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

第 6 3 条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策
- (2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策
- (3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策
(自然エネルギーの優先的な導入等)

第 6 4 条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

第 6 5 条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

- 2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。
- 3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

第 6 6 条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、グリーン購入（物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する環境情報をいう。以下同じ。）又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。）に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。
- 3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第 6 章 雑則

(公害等に関する苦情の処理)

第 6 7 条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第 6 8 条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講

ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第69条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設(第10条第3号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、騒音等特定施設(第24条第1号に規定する騒音等特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第24条第2号に規定する特定作業をいう。

以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設を設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設を設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項、第29条第1項、第30条第2項又は第37条第1項の規定による届出をしない者
- (2) 第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項、第48条第1項又は第50条の規定による届出について虚偽の届出をした者

(3) 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者

(4) 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第69条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正後の第48条第1項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により適用される改正後の第48条第1項の規定による届出は、平成21年8月31日までに行わなければならない。

5 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の第47条第1項及び第2項、第55条並びに第56条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(令3条例〇・一部改正)

附則(令和3年3月〇日条例第〇号)

この条例は、令和3年〇月〇日から施行する。

第3節 浦安市第3次環境基本計画の策定経緯

(1) 浦安市第3次環境基本計画の審議経過

令和元年度	10月3日	【環境審議会】 基礎調査
	1月28日	【庁内検討委員会】 策定における要点整理
令和2年度	4月10日	【環境審議会】（書面会議） 策定における要点整理および次期計画の方向性検討
	6月29日	【庁内検討委員会】（書面会議） 望ましい環境像、基本方針
	7月20日	【環境審議会】（書面会議） 計画骨子案
	8月20日	【庁内検討委員会】 計画骨子案
	10月2日	【環境審議会】 計画素案
	10月27日	【庁内検討委員会】 計画素案
	12月3日	【環境審議会】 計画素案 諮問
	2月25日	【環境審議会】（書面会議） パブリックコメントの実施結果 答申

(2) 浦安市環境審議会委員名簿

区分	役職	氏名	所属団体等	備考
市民委員		石川 正純	浦安市自治会連合会	
		今福 芳明	市民公募	
		佐野 速雄	市民公募	
		島野 圭司	環境学習アドバイザー	
		横谷 弘子	市民公募	
学識経験者委員	会長	奥 真美	首都大学東京教授	
		志々目 友博	中央大学教授	
		中川 直子	中央大学客員教授	
		浜島 裕美	明海大学教授	
	副会長	宮川 正孝	元東京都職員	
事業者委員		青木 順一	京葉瓦斯株式会社	
		荒谷 栄一郎	東京電力パワーグリッド株式会社	
		碓井 達郎	浦安鐵鋼団地協同組合	令和2年8月から
		大塚 靖	株式会社オリエンタルランド	
		菊間 紀	浦安商工会議所	令和元年11月から

事業者委員		東郷 進一	浦安鐵鋼団地協同組合	令和2年7月まで
		六井 元一	浦安商工会議所	令和元年10月まで

※ 名簿は市民委員、学識経験者委員、事業者委員ごとに五十音順で掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施結果

■ 期間

令和2年(2020年)12月25日～令和3年(2021年)1月25日

■ 実施方法

- ・ 市ホームページで第3次環境基本計画(素案)公表
- ・ 市役所、情報公開コーナー、各駅前行政サービスコーナー、中央図書館、各分館、三番瀬環境観察館に素案を設置

■ 提出された意見数

15件

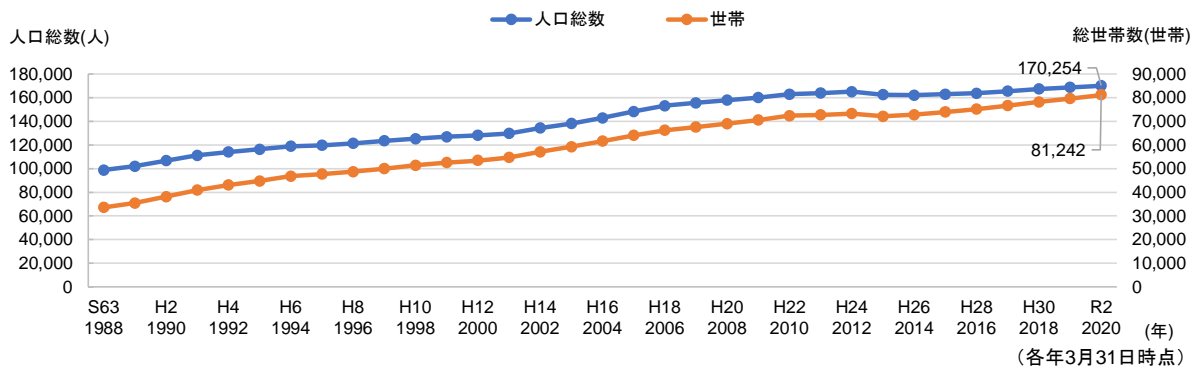
第4節 浦安市の概況

(1) 人口・世帯数

市内の総人口は増加傾向にあり、平成24(2012)年以降一時的に減少したものの、その後は増加に転じている。令和元年現在、17万人超の人口を擁しています。

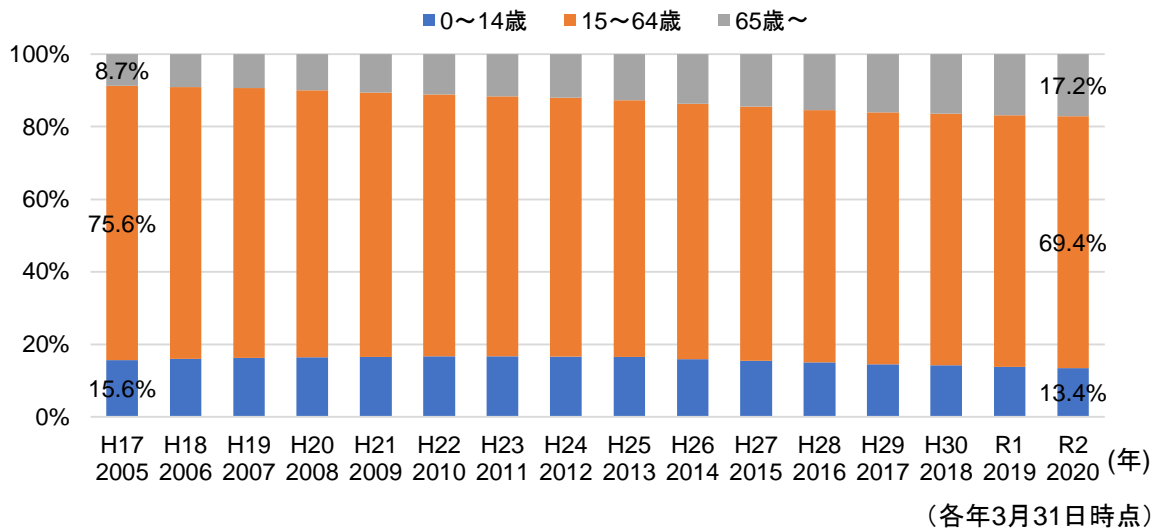
年齢階層別の人口割合は、老年人口(65歳以上)の割合が高まり、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～64歳)が相対的に減少する傾向にあります。

世帯数の増加も顕著であり、令和元(2019)年現在、8万世帯超の世帯数を擁しています。



出典) 浦安市統計書(浦安市)

図 資-1 市内の人口、世帯数の推移

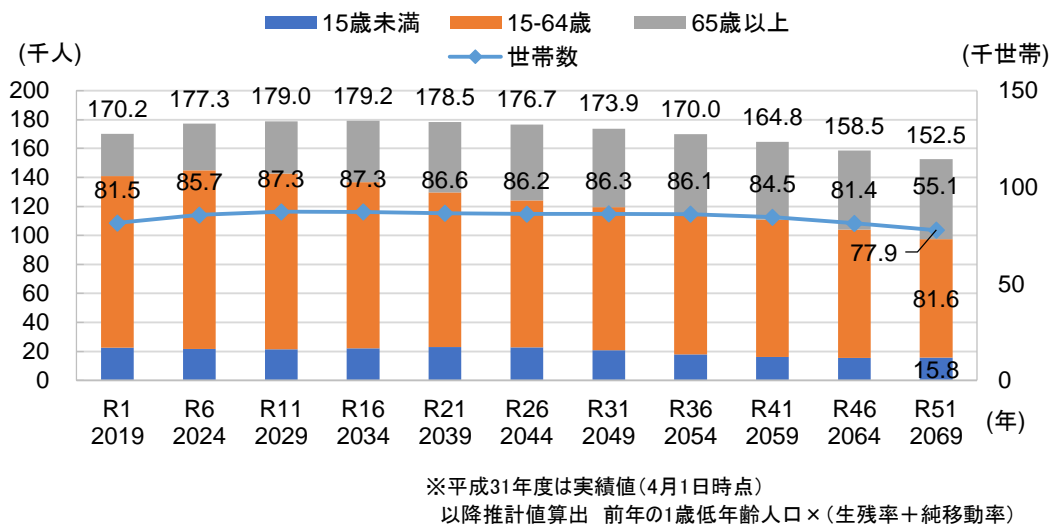


出典) 浦安市統計書(浦安市)

図 資-2 市内の年齢階層別人口の割合

今後の市内総人口は、令和 16（2034）年頃までは緩やかに増加が続いたあと、減少に転じることが見込まれます。

年齢階層別では、年少人口（15歳未満）は減少、生産年齢人口（15～64歳）は令和 6（2024）年まで増加した後に減少すると見込まれます。一方、老年人口（65歳以上）は令和 25（2043）年まで増加していくと見込まれます。



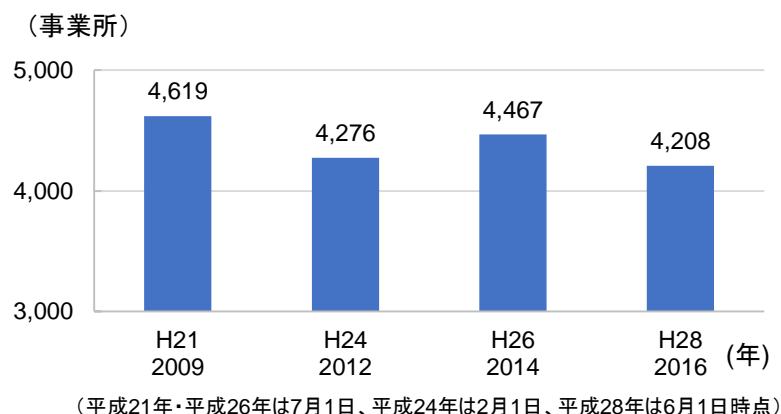
出典) 浦安市資料

図 資-3 市内の年齢階層別人口・世帯数の将来推計

(2) 産業・経済活動

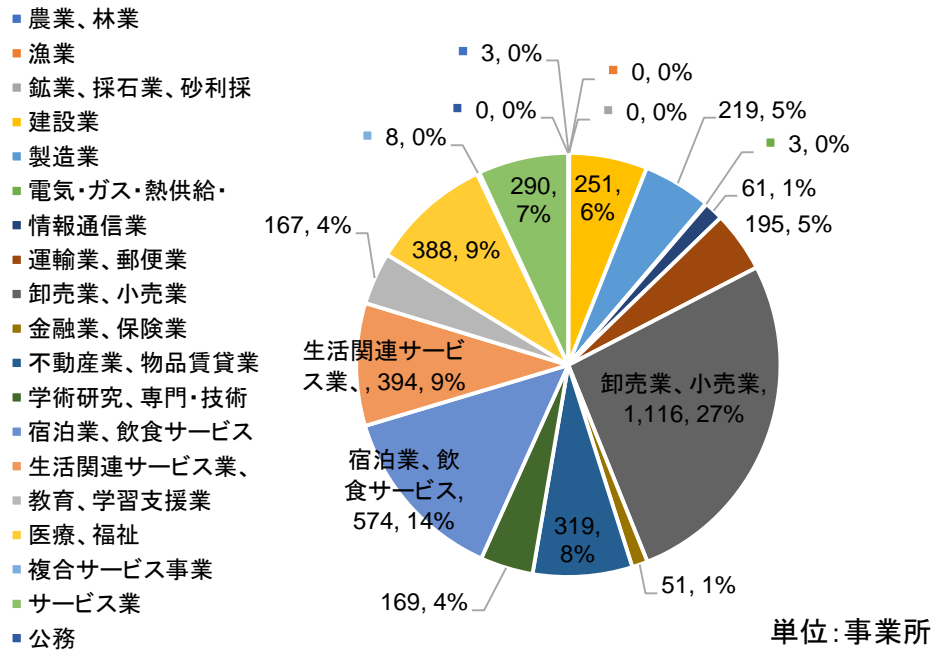
今後事業所数は、4千事業所超で増減を繰り返しています。

業種別では「卸売業、小売業」が最も多く全体の27%、次いで「宿泊業、飲食サービス」が14%、「生活関連サービス業」が9%の順に多くなっています。



出典) 経済センサス(経済産業省)

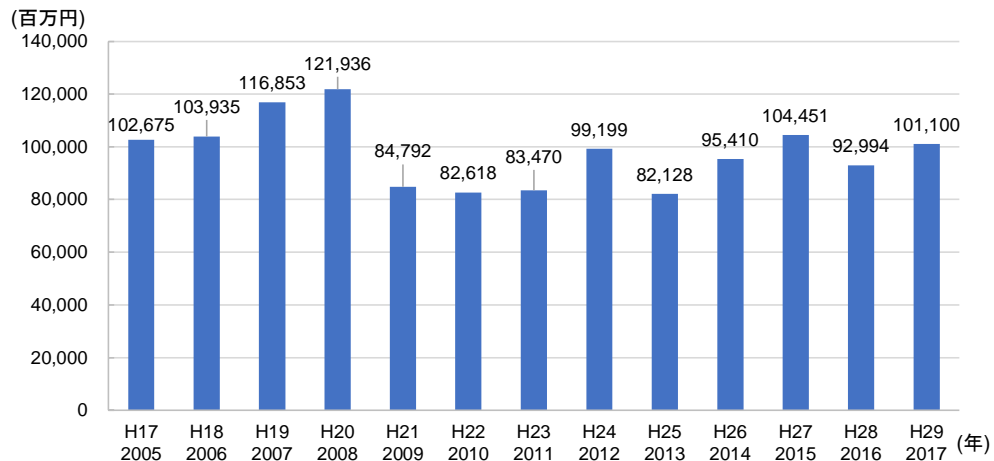
図 資-4 市内の事業所数の推移



出典) 経済センサス (経済産業省)

図 資-5 市内の産業大分類別の内訳 (平成 28 (2016) 年度)

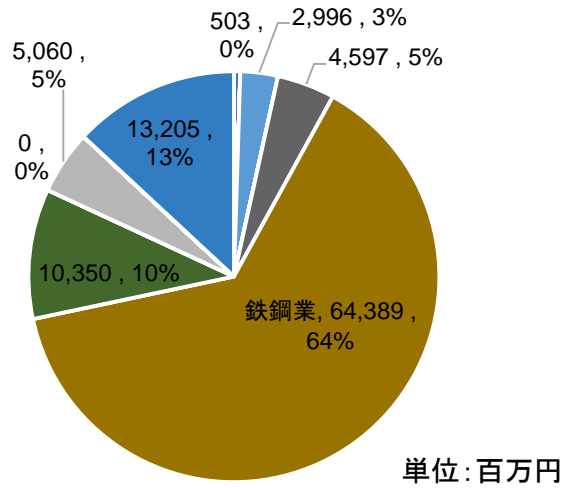
製造業における製造品出荷額は、平成 20 (2008) 年度までは増加傾向にありましたが、平成 21 (2009) 年のリーマンショックの影響を受けて大きく減少し、その後は 1 千億円前後で推移しています。業種別では「鉄鋼業」が最も多く全体の 64%を占めています。



出典) 工業統計調査 (経済産業省)

図 資-6 市内の産業中分類別製品出荷額の推移

- 食料品製造業
- 木材・木製品製造業(家具を除く)
- 家具・装備品製造業
- パルプ・紙・紙加工品製造業
- 印刷・同関連業
- 化学工業
- プラスチック製品製造業(別掲を除く)
- ゴム製品製造業
- 窯業・土石製品製造業
- 鉄鋼業
- 非鉄金属製造業
- 金属製品製造業
- はん用機械器具製造業
- 一般機械器具製造業
- 生産用機械器具製造業
- 電気機械器具製造業
- 業務用機械器具製造業
- 情報通信機械器具製造業
- 電気機械器具製造業
- 精密機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- その他の製造業
- 秘匿値

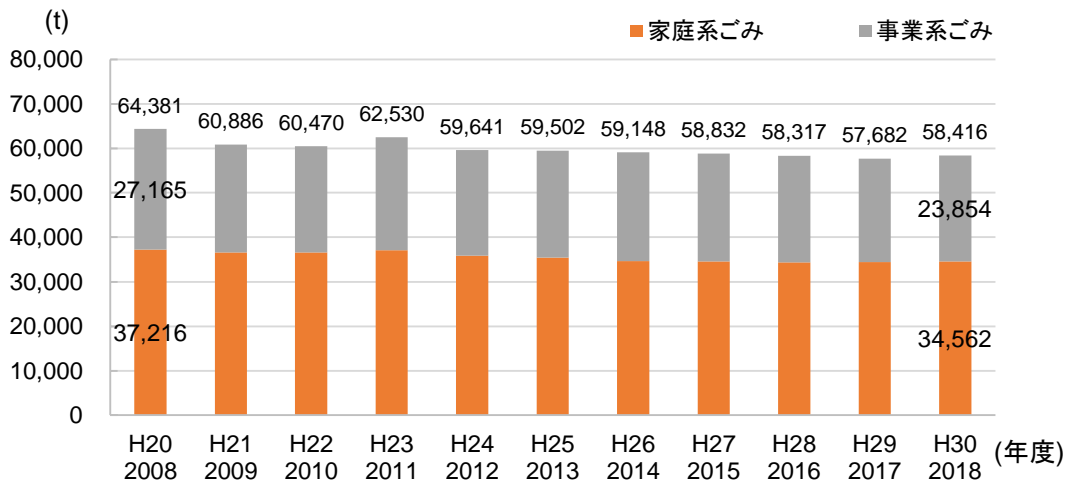


出典) 工業統計調査 (経済産業省)

図 資-7 市内の産業中分類別製品出荷額の内訳 (平成 29 (2017) 年)

(3) 廃棄物

市内のごみ排出量は緩やかに減少傾向にあり、近年は 58,000t 前後で推移しています。



出典) 浦安市資料

図 資-8 市内のごみ排出量の推移

(4) 地勢・土地利用

浦安市は千葉県の北西部に位置し、市域の東と南は東京湾に面しており、北は陸続きで市川市と、西は旧江戸川をはさんで東京都江戸川区と接しています。市域は東西 6.06 km、南北 6.23 km、面積は 16.98 km²であり、面積は県内市町村で 3 番目に小さいです。

地形は、東京湾の湾奥、旧江戸川の河口部デルタ地帯に位置する平坦地であり、河口部の三角州や広大な干潟を公有水面埋立事業によって造成された土地が市域全体の約 4 分の 3 を占め、市域の三方を海と河川に囲まれています。

市域の骨格を形成する主要な交通網のうち、鉄道は市北部を東京メトロ東西線、市中央部を JR 京葉線がいずれも東西方向に、また、幹線道路は市中央部を千葉市や神奈川県横浜市・川崎市など、東京湾に面する主要な都市間を結ぶ首都高速道路湾岸線と国道 357 号が並行して東西方向に伸びているほか、都市計画道路 4 が市内各所を東西南北に結んでいます。

東京駅までは直線で約 12 km の距離にあり、JR 京葉線で新浦安駅から東京駅までは約 18 分、また、東京メトロ東西線で浦安駅から大手町駅までは約 16 分と東京都心部から至近の位置にあります。さらに、首都高速道路湾岸線を利用して羽田の東京国際空港までは 20km、東関東自動車道で成田国際空港までは 56km で結ばれており、交通アクセスの面で極めて優れた立地条件を有しています。

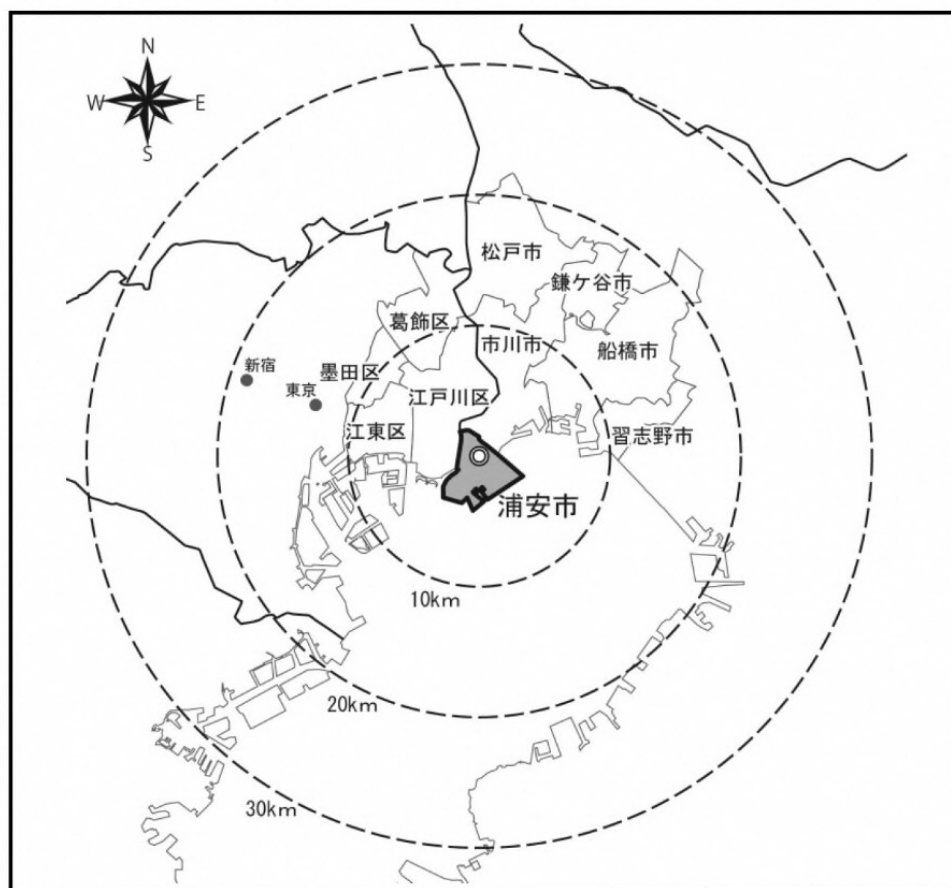
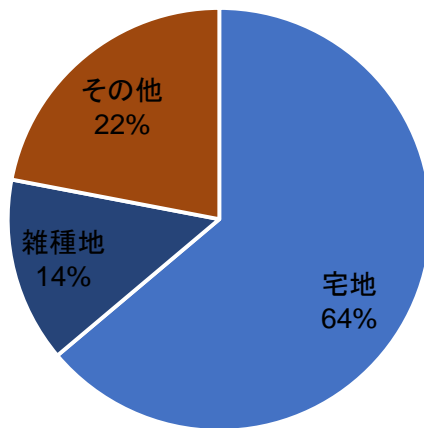


図 資-9 浦安市の広域的な位置

住宅、商業、工業、運輸施設、公共、文教・厚生用地を合わせた宅地面積は約 1,000ha になり、全市の 64%になります。

商業用地は浦安駅周辺や新浦安駅周辺、やなぎ通り、大三角線、ディズニーリゾートなどに集積しています。工場用地や運輸施設用地は、工業ゾーン（鉄鋼通り、港、千鳥地区）および北栄地区の準工業地域に集積しています。



(令和元年(2019年)1月1日時点)
出典) 浦安市統計書(浦安市)

図 資- 10 市内の地目別面積



出典) 浦安市市街地環境情報ブック(浦安市)

図 資- 11 市内の土地利用現況図

(5) 公園・緑地

市域の3/4が埋立地である浦安市では、樹林地などのまとまった緑は少ない状況です。

市内の公園総面積は増加していますが、人口も増加しているため、人口一人当たり公園面積は減少傾向にあります。

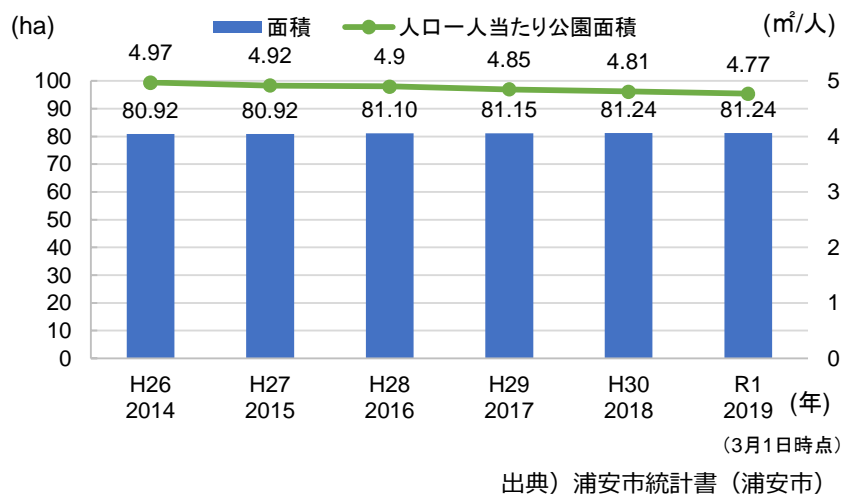


図 資-12 市内の公園総面積と人口一人当たり公園面積の推移

(6) 自然・生きもの

市域の東側は三番瀬と呼ばれる干潟と浅海域に面しており、野鳥や貝類など、さまざまな生きものの生息が確認されています。



出典) 浦安市三番瀬環境観察館ホームページを基に作成

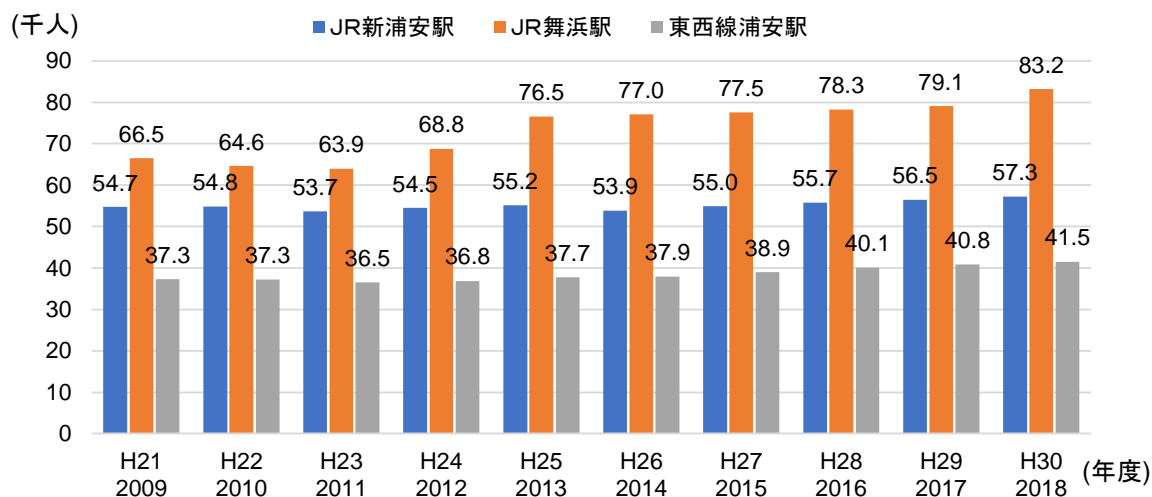
図 資-13 三番瀬に生息してる代表的な生きもの

(7) 交通

市内を通っている JR 京葉線および東京メトロ東西線の各駅の乗客数はいずれも増加傾向にあります。

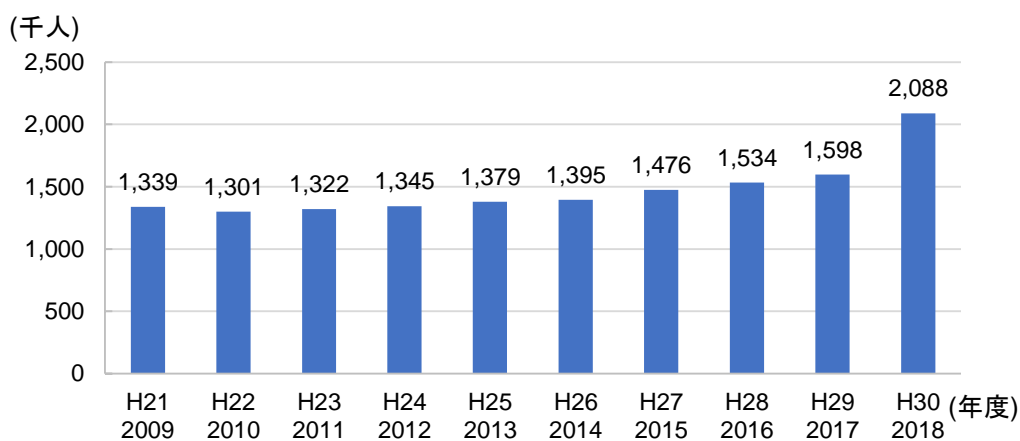
浦安市のコミュニティバスであるおさんぽバスの利用者数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年度の年間利用者数は 2,000 千人超です。

市内の自動車保有台数は 46 千台超であり、概ね横ばいで推移しています。そのほとんどを乗用車が占めています。



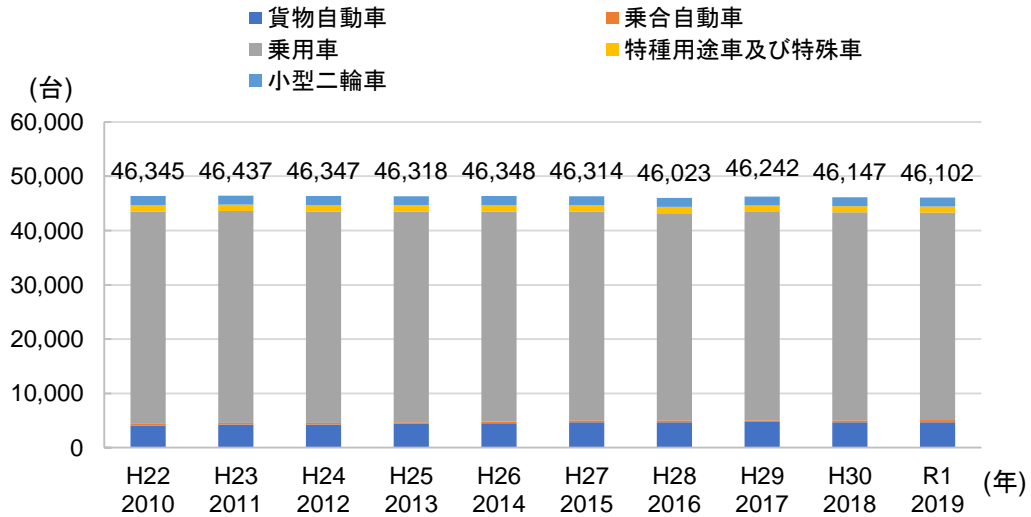
出典) 浦安市統計書 (浦安市)

図 資- 14 市内の駅別 1 日平均乗客数



出典) 浦安市統計書 (浦安市)

図 資- 15 市内のおさんぽバス年間利用者の推移

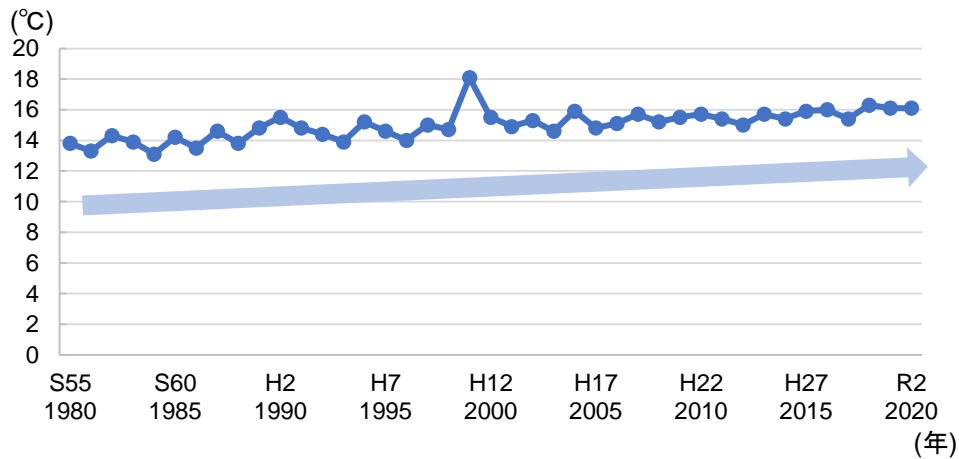


出典) 浦安市統計書 (浦安市)

図 資- 16 市内の自動車保有台数の推移

(8) 気候・気象

本市近傍の船橋観測所における年平均気温は、過去 40 年間で 2℃近く上昇しており、気温は上昇傾向にあります。



出典) 気象庁ホームページ

図 資- 17 船橋観測所の年平均気温の推移

第5節 市民・事業者の意識調査結果概要

表 資-1 市民ニーズ把握の実施概要

	市民向け
対象者	市内の満 18 歳以上の市民
サンプル数	2,000 名
抽出方法	住民基本台帳をもとに無作為抽出
回答率	37.7% (753/2,000)
調査期間	令和元年 9 月
調査方法	郵送による調査票の送付および回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境の取り組みに対する満足度および重要度 ● 望ましい環境像 ● 環境の保全に関わる行動の実践状況 ● 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況と導入していない理由 ● 森林環境譲与税の用途 ● 市の環境に関する情報源

表 資-2 事業所ニーズ把握の実施概要

	事業所向け
対象者	資本金 1 億円以上または従業員 50 人以上の事業所全と無作為抽出
サンプル数	650 事業所
抽出方法	商用データベースなどをもとに無作為抽出
回答率	19.7% (128/650)
調査期間	令和元年 9 月～11 月
調査方法	郵送による調査票の送付および回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境の取り組みに対する重要度・満足度 ● 望ましい環境像 ● 環境の保全に関わる行動の実践状況 ● 環境に配慮した事業活動の実施状況 ● 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況と導入していない理由 ● 必要な環境に関する情報

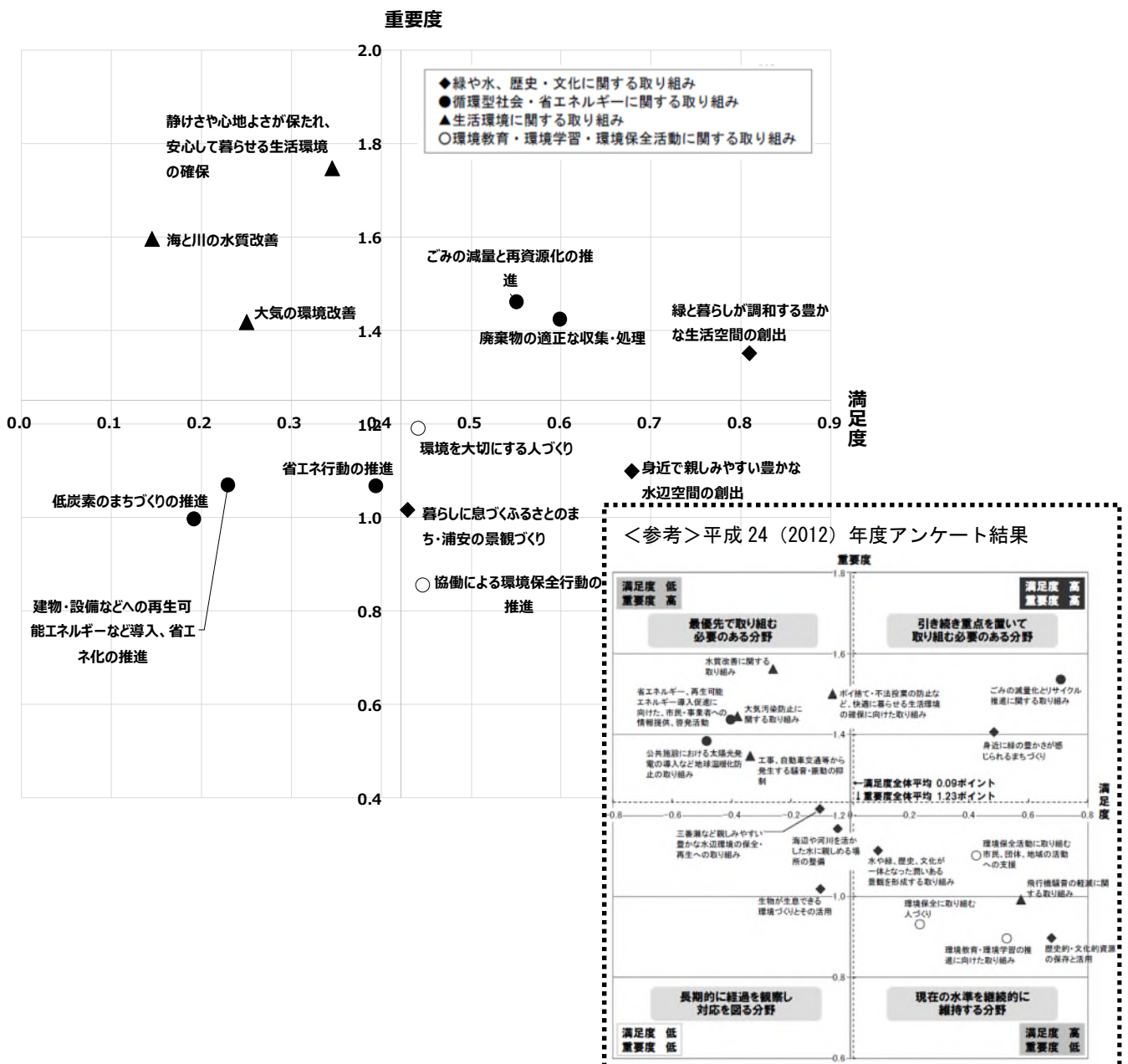
(1) 市民の調査結果概要

■環境の取り組みに対する満足度および重要度

全体的な傾向は以下のとおりです。

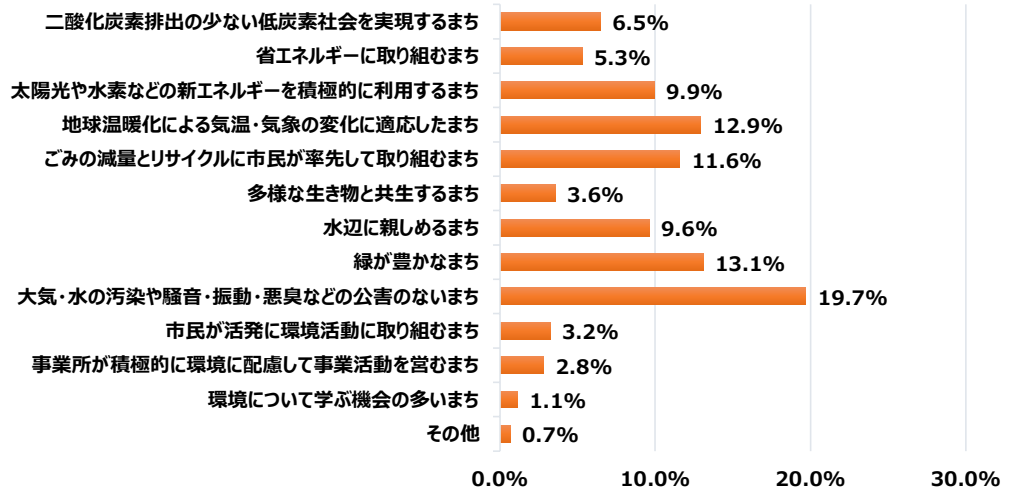
- 満足度・重要度ともに高い項目（図中の右上のエリア）
 - 廃棄物、緑関係の取り組み
- 満足度は高いが重要度は低い項目（図中の右下のエリア）
 - 水辺、景観、人づくり・協働関係の取り組み
- 満足度は低いが重要度は高い項目（図中の左上のエリア）
 - 生活環境関係の取り組み
- 満足度・重要度ともに低い取り組み（図中の左下のエリア）
 - 低炭素関連の取り組み

平成 24 年度（2012 年度）と比較して低炭素関連の取り組みの重要度が低下しています。



■望ましい環境像

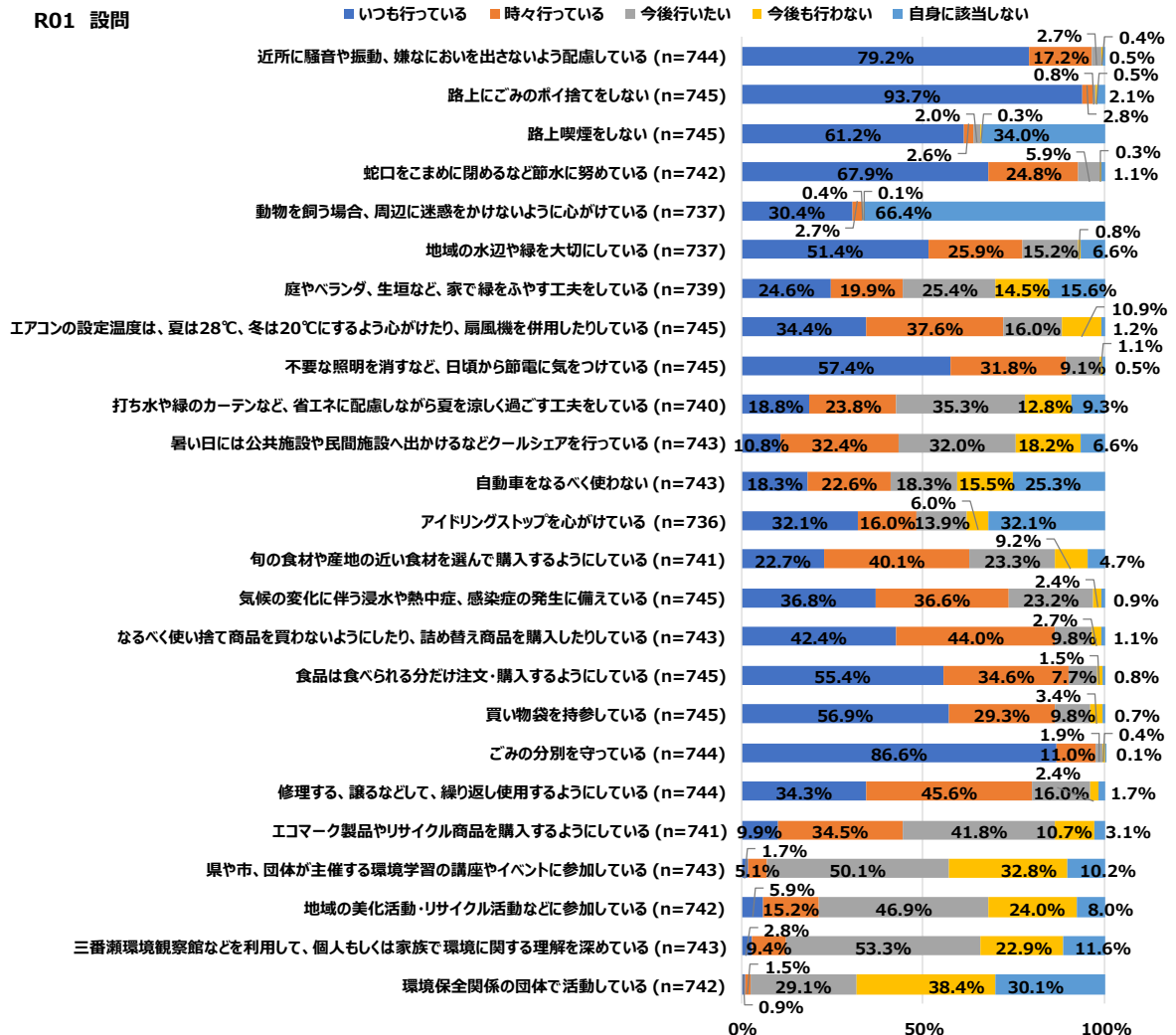
公害のないまち、緑が豊かなまち、温暖化に適応したまちの順に支持が高いです。



■環境の保全に関わる行動の実践状況

全体的に公害対策、ごみ対策の実施率は高いです。

省エネルギー、地域の活動への参加の実施率は低いです。

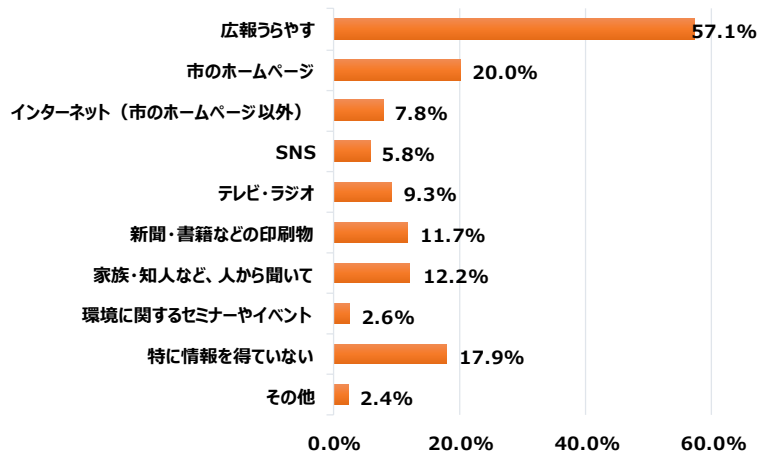


■省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況と導入していない理由

LED 照明および省エネルギー家電は一定数が導入済みです。
導入していない理由では集合住宅であることが最大の理由です。

■環境に関する情報源

広報うらやすが最も多くなっています。
若い世代では SNS が一定割合存在します。

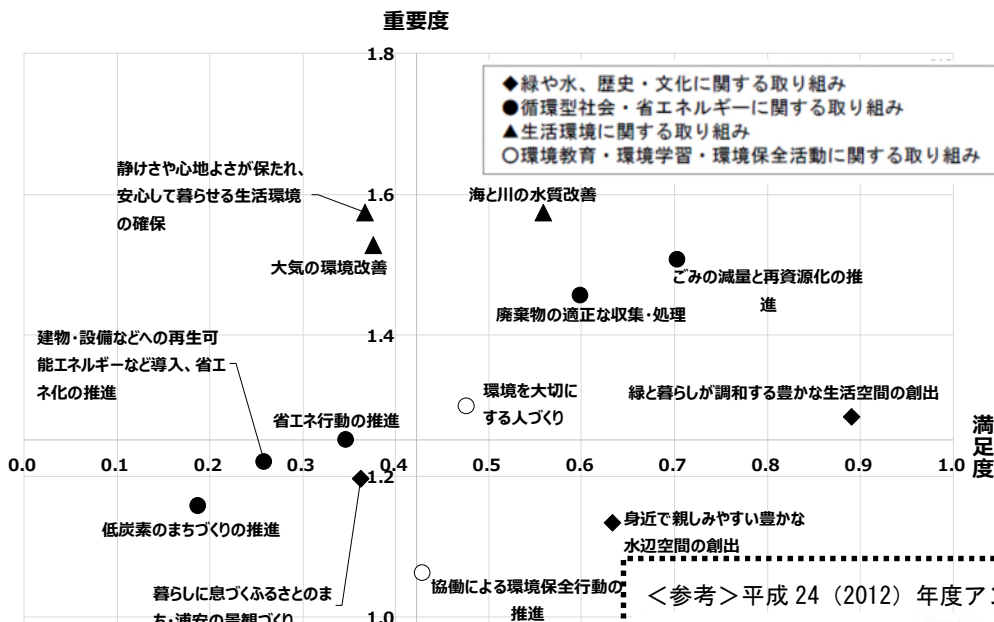


(2) 事業者の調査結果概要

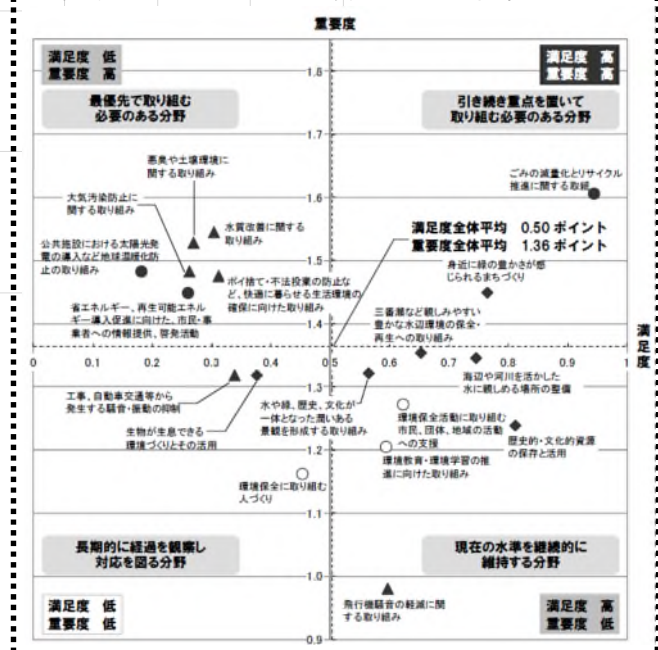
■ 環境の取り組みに対する満足度および重要度

- 全体的な傾向は以下のとおり
 - 満足度・重要度ともに高い項目（図中の右上のエリア）
 - 廃棄物、水質、緑、人づくり関係の取り組み
 - 満足度は高いが重要度は低い項目（図中の右下のエリア）
 - 水辺、協働関係の取り組み
 - 満足度は低いが重要度は高い項目（図中の左上のエリア）
 - 生活環境関係の取り組み
 - 満足度・重要度ともに低い取り組み（図中の左下のエリア）
 - 低炭素、景観関連の取り組み

平成 24 年度（2012 年度）と比較して水質の満足度が向上、低炭素関連の取り組みの重要度が低下しています。

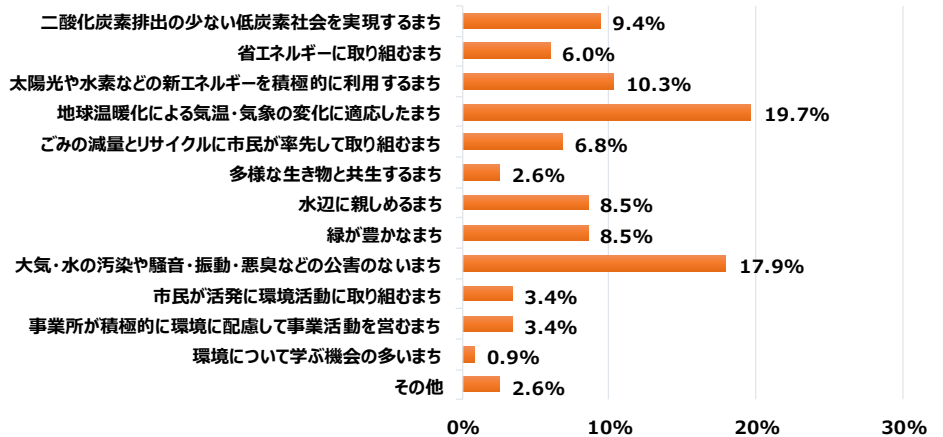


＜参考＞平成 24（2012）年度アンケート結果



■ 望ましい環境像

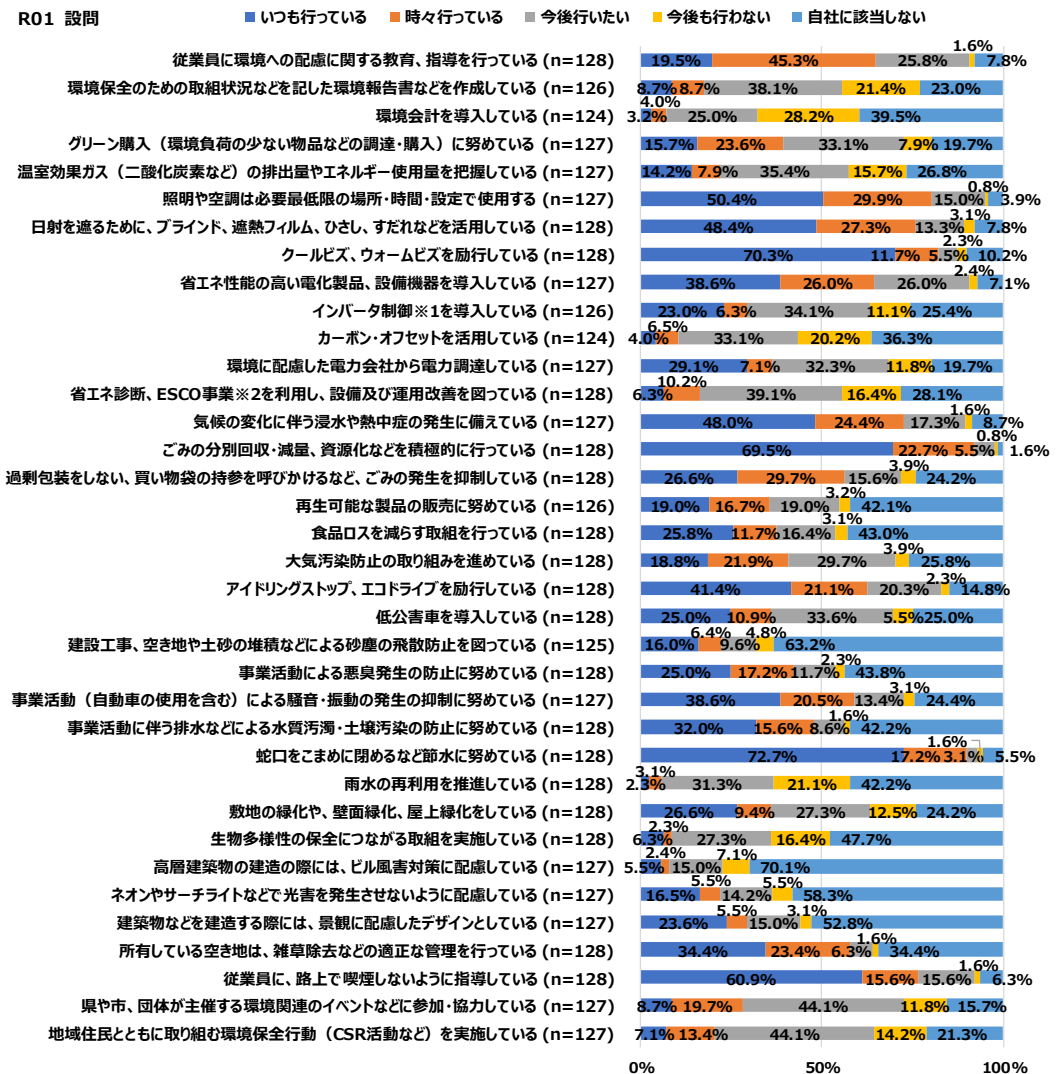
温暖化に適応したまち、公害のないまちの順に支持が高いです。



■ 環境の保全に関わる行動の実践状況

全体的に公害対策、省エネルギー・温暖化対策、ごみ対策の実施率は高いです。

環境報告書、環境会計などの実施率は低いです。



■ 環境に配慮した事業活動の実施状況

ISO14001 実施が 13%、浦安エコカンパニー実施が 6%となっています。

6 割以上の回答者が今後も取り組む予定無しとなっています。

■ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況と導入していない理由

LED 照明および省エネルギー機器は一定数が導入済みです。

導入していない理由ではテナントであることと費用が最大の理由となっています。

■ 必要とする情報

環境配慮行動の事例・効果、助成制度の情報、最新機器の情報の順に要望が高いです。

